

第4期 美里町障害者計画
第7期 美里町障害福祉計画
第3期 美里町障害児福祉計画

(案)

令和6年2月
美里町

目 次

第1編 総論	1
第1章 計画の基本事項	3
第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 計画の法的根拠	4
第3節 計画の位置づけ	6
第4節 計画期間	7
第5節 計画の策定体制	7
第2章 障害のある人を取り巻く現状	8
第1節 美里町の概況	8
第2節 障害者（児）数の推移	10
第3節 障害児の教育・保育の状況	14
第4節 障害者雇用の状況	16
第5節 アンケート調査結果の概要	18
第3章 計画の基本的な考え方	27
第1節 基本理念	27
第2節 施策に共通する横断的視点	28
第3節 基本目標	29
第4節 施策体系	33
第2編 障害者計画	35
第1章 相互理解と交流のある地域づくり（基本目標1）	37
第1節 障害への理解の推進	37
第2節 福祉教育や交流機会の創出	39
第3節 人権・権利擁護等の制度の周知	41
第2章 地域で自立を目指せる生活支援の充実（基本目標2）	43
第1節 情報提供・相談支援体制の強化	43
第2節 保健・医療体制の充実	45
第3節 障害福祉サービス・生活支援の実施	47
第3章 自分らしさを広げる社会参加の実現（基本目標3）	50
第1節 就労移行支援策の実施	50
第2節 保育・教育環境の充実	52
第3節 スポーツ・文化活動の推進	55
第4章 安全・安心して暮らせる地域づくり（基本目標4）	56
第1節 暮らしやすい生活基盤の整備	56

第2節 安全・安心な福祉のまちづくり	58
第3編 障害福祉計画・障害児福祉計画	59
第1章 基本的事項	61
第2章 障害福祉計画	64
第1節 第6期障害福祉計画の進捗	64
第2節 第7期障害福祉計画における成果目標の設定	69
第3節 障害福祉サービスの利用状況と見込量設定の考え方	75
第4節 発達障害者等のサービスについての見込量	91
第5節 地域生活支援事業サービスの見込量	93
第3章 障害児福祉計画	99
第1節 第2期障害児福祉計画の進捗	99
第2節 第3期障害児福祉計画における成果目標の設定	102
第3節 障害児福祉サービスの利用状況と見込量設定の考え方	104
第4章 計画の推進	109
第1節 計画の推進における連携	109
第2節 計画の進行管理	110
資料編	111
資料1 策定経過	111
資料2 策定委員会	111
資料3 用語解説	111



第1編 総論

第1章 計画の基本事項

第1節 計画策定の趣旨

近年、障害福祉を取り巻く環境は、高齢化や障害の重度化、発達障害や医療的ケア児などの、特性に応じた切れ目のない支援の必要性等を背景に、多様化・複雑化しています。また、障害のある人に対する偏見や差別の解消、権利擁護の推進、虐待の防止を進めるほか、地域共生社会の推進を図り、全ての人にとって住みやすく生きて生きやすい社会の実現が求められています。

そうしたなか、平成26年、わが国は「障害者権利条約」の批准書を国連に寄託し、条約締結国になり、平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

その後も、平成30年には文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、令和3年には障害者に対する「合理的配慮」の提供を国や自治体のみならず民間事業者にも義務化した「改正障害者差別解消法」、令和4年には障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を施行するなどの、障害者に関する法整備が進められ、さらには、令和5年に障害者の地域生活における支援体制の充実や、多様なニーズに対する支援や障害者雇用の質の向上などを定めた「改正障害者総合支援法」が施行されています。

本町においても、「心豊かな人材を育み、地域産業が発展し、にぎわいのある、生き生きとした暮らしができるまち」を将来像とする「第2次美里町総合計画・美里町総合戦略」において、保健・医療・福祉の基本的方向「健やかで安心なまちづくり」に基づき「障害の有無に関係なく、共に「生き生き」と暮らせるまちづくり」を進めています。

今般、その個別分野計画である「第3期美里町障害者計画」、「第6期美里町障害福祉計画・第2期美里町障害児福祉計画」が終了することから、令和6年度を初年度とする新たな計画（以下、「本計画」という。）を策定し、各施策のさらなる推進を図ることとしました。

第2節 計画の法的根拠

本計画は、異なる法律に基づく障害者基本計画及び障害福祉計画、障害児福祉計画で構成されますが、本町では、この3計画が相互に密接な関係があること、地域共生社会の実現に向けて障害福祉施策を総合的に推進していく必要があることを踏まえ、一体的に策定しました。

1 障害者計画

障害者基本法第11条に基づく障害者のための施策に関する計画です。

保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、広報・啓発等に関する基本的な事項を定める中期的な計画になります。なお、障害者基本計画は、保健・福祉や教育、居住環境など障害者に関するあらゆる分野を網羅した障害者福祉に関する総合的な計画です。

障害者基本法 第11条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

2 障害福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条に基づき、国の定める基本指針に即した障害福祉サービス等の確保に関する計画です。障害福祉サービス等の必要量の見込み、整備、人材の養成等について定めます。なお、障害福祉計画は、障害者基本計画と整合性を図りつつ、障害福祉サービスや相談支援の種類ごとに必要量を見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関すること、また、それらの提供体制について計画します。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第88条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

3 障害児福祉計画

児童福祉法第33条に基づき、国の定める基本指針に即した障害児通所支援や障害児相談支援の確保に関する計画です。なお、障害児福祉計画は、障害者基本計画と整合性を図りつつ、障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要量を見込むとともに、提供体制について計画します。

児童福祉法 第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

4 障害者の範囲

本計画における障害者の範囲は、障害者基本法の規定に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能に障害があるため、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人を対象とします。

また、高次脳機能障害や難病により同様な状態にある人も対象とします。

障害者基本法 第2条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

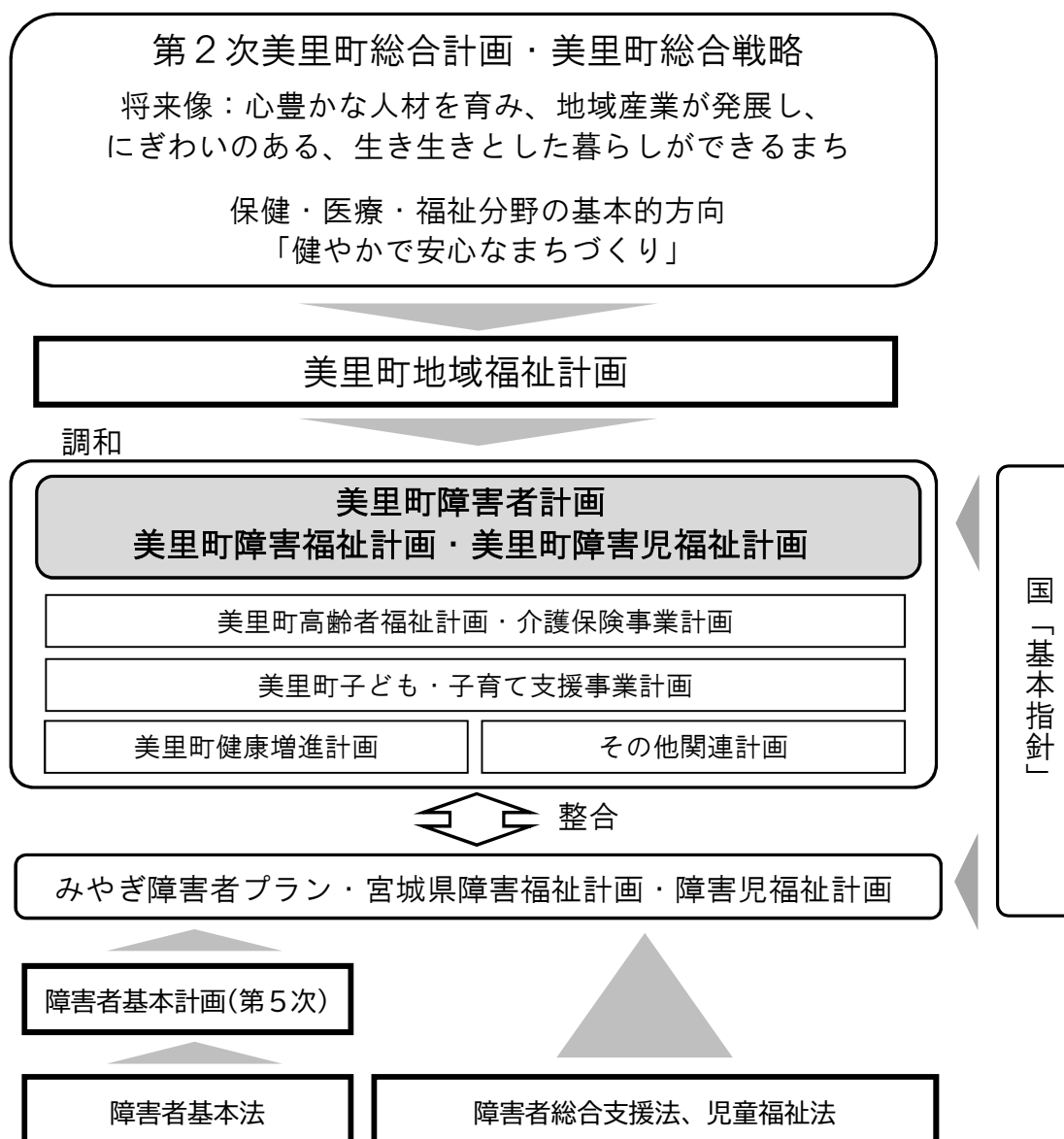
- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

第3節 計画の位置づけ

本計画は、本町のまちづくりの最上位計画である「第2次美里町総合計画・美里町総合戦略」における保健・医療・福祉の基本的方向「健やかで安心なまちづくり」に基づいて「障害の有無に関係なく、共に「生き生き」と暮らせるまちづくり」を進める個別分野計画です。

また、障害者計画については国の障害者基本計画及び宮城県障害者計画を基本とするとともに、障害福祉計画及び障害児福祉計画については、国が発する基本指針に即して策定するものです。

■計画の位置づけ



第4節 計画期間

「障害者計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、法律・制度面で、新たな法整備の動きがあった場合は、国の動向を踏まえながら、柔軟に見直しを行います。

■計画期間

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者計画（6年間）	第4期					
障害福祉計画（3年間）	第7期			第8期		
障害児福祉計画（3年間）	第3期			第4期		
第2次美里町総合計画・美里町総合戦略（5年間）	第2次		第3次（予定）			

第5節 計画の策定体制

1 アンケート調査による障害者の意向把握

本計画策定の基礎資料として、障害者（身体障害・知的障害・精神障害者（児）等）を対象に「病気や障害のある方への支援・暮らしやすいまちづくりのためのアンケート調査」（以下、「アンケート調査」とします。）を実施しました。

2 策定委員会による審議

本計画の策定は、住民、福祉団体の代表者、学識経験者、公共的団体の代表者等で構成する「美里町障害者計画等策定委員会（以下、「策定委員会」とします。）」を開催し、計4回の審議を行いました。

第2章 障害のある人を取り巻く現状

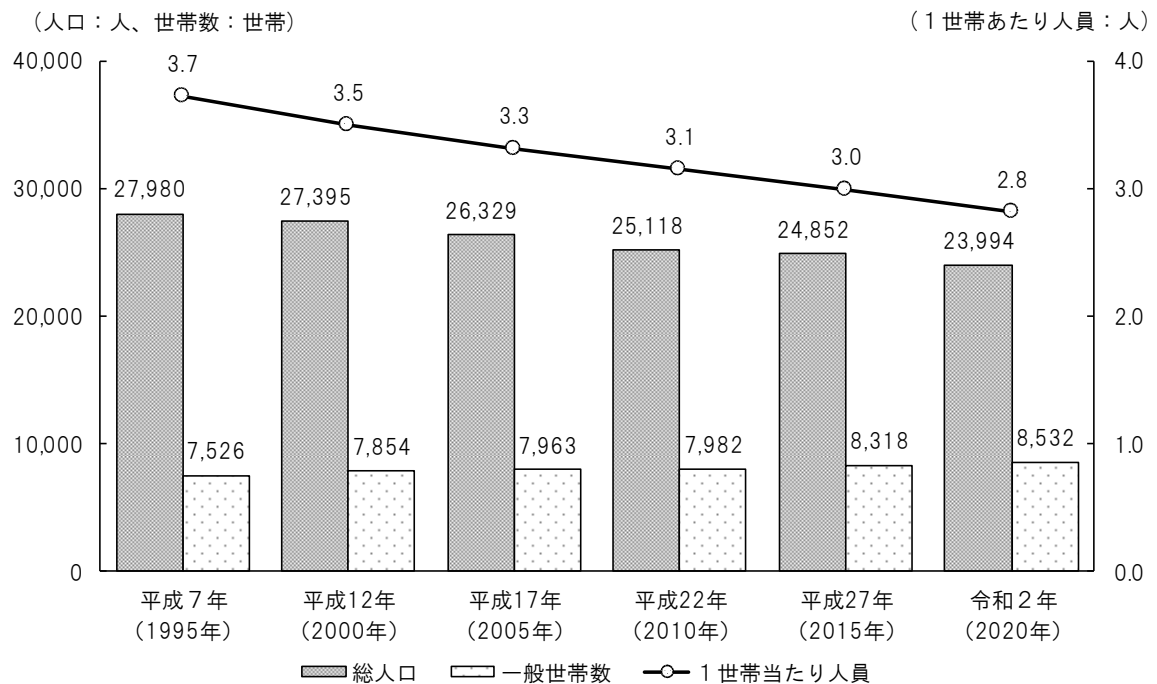
第1節 美里町の概況

1 人口・世帯

平成7年以降の国勢調査における本町の総人口の推移は減少傾向で推移しており、平成7年の27,980人から令和2年までの間に3,986人減少しています。

一方で、一般世帯数は増加の傾向にあることから、1世帯当たりの人員は、2.8人に減少しており、核家族化、小家族化が進行しています。

■総人口・世帯数の推移（平成7年～令和2年）



	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
総人口	27,980	27,395	26,329	25,118	24,852	23,994
年少人口 (0～14歳)	4,512	3,744	3,258	2,922	2,820	2,628
生産年齢人口 (15～64歳)	18,018	17,291	16,190	14,968	14,142	12,813
高齢者人口 (65歳以上)	5,450	6,360	6,881	7,228	7,890	8,553
一般世帯数	7,526	7,854	7,963	7,982	8,318	8,532
1世帯当たり人員	3.7	3.5	3.3	3.1	3.0	2.8

※ 総人口は、年齢別人口に年齢不詳人口を含めた合計となっていますので合計が合わない場合があります。

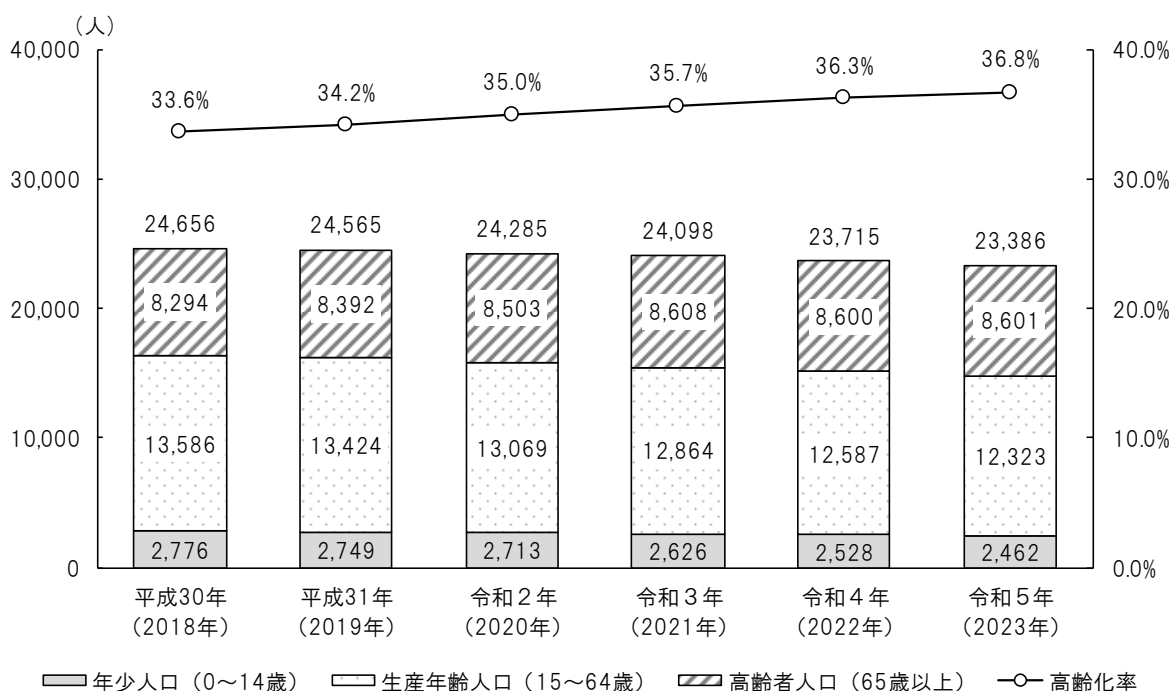
資料：国勢調査

2 住民基本台帳による人口構造（年齢3区分）

直近の人口推移として、平成30年以降の住民基本台帳における本町の総人口の推移をみると、平成30年からの5年間で1,270人減少し、令和5年には23,386人となっています。

また、この間、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少するなか、唯一、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、高齢化率は平成30年の33.6%から令和5年には36.8%へ3.2ポイント上昇しています。

■総人口の推移（平成26年～29年）



	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
年少人口 (0～14歳)	2,776	2,749	2,713	2,626	2,528	2,462
生産年齢人口 (15～64歳)	13,586	13,424	13,069	12,864	12,587	12,323
高齢者人口 (65歳以上)	8,294	8,392	8,503	8,608	8,600	8,601
総人口	24,656	24,565	24,285	24,098	23,715	23,386
高齢化率	33.6%	34.2%	35.0%	35.7%	36.3%	36.8%

資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

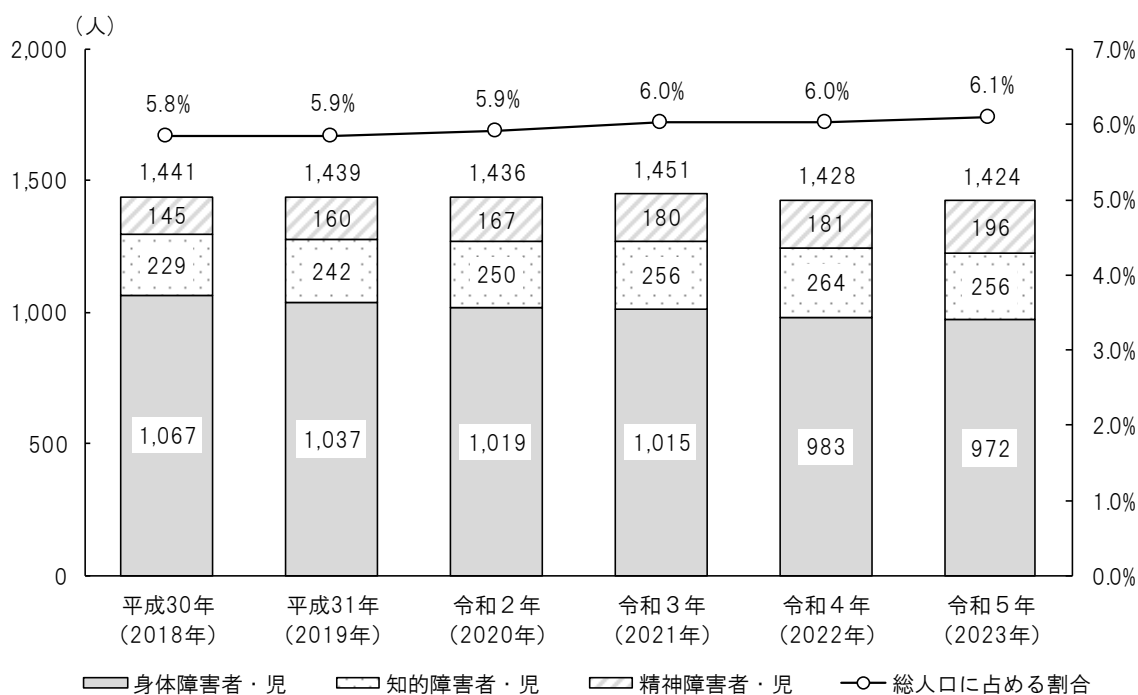
第2節 障害者（児）数の推移

1 障害者手帳所持者数

本町の障害者（児）数の状況を、平成30年以降（各年3月末日現在）の手帳交付者数の推移からみると、身体障害者手帳所持者（身体障害者・児）は減少傾向、療育手帳所持者（知的障害者・児）は令和4年度までは増加傾向、精神障害者保健福祉手帳所持者（精神障害者・児）は増加傾向と、それぞれ異なる傾向にあります。なお、総数（合計）では、多少の増減を繰り返しながら令和5年は1,424人（重複含む）の方が障害者手帳の交付を受けています。

また、住民基本台帳の総人口に占める障害者手帳所持者の割合は、令和5年で6.1%となっています。

■ 障害者手帳所持者数の推移



	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
合計	1,441	1,439	1,436	1,451	1,428	1,424
身体障害者・児	1,067	1,037	1,019	1,015	983	972
知的障害者・児	229	242	250	256	264	256
精神障害者・児	145	160	167	180	181	196
総人口に占める割合	5.8%	5.9%	5.9%	6.0%	6.0%	6.1%

資料：健康福祉課（各年3月末日現在）

2 身体障害のある人

本町における身体障害者手帳所持者数は減少しており、令和5年3月末現在の手帳所持者数は972人で、本町の障害のある人の約7割（68.3%）を占め、ほとんどが18歳以上となっています。

手帳の等級別では1級が最も多く、令和5年は306人、障害の種類別では、肢体不自由が487人で、身体障害のある人全体の約5割（50.1%）を占めています。

■身体障害のある人の推移（平成30年～令和5年）

（人・％）

	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
身体障害者・児	1,067	1,037	1,019	1,015	983	972
18歳未満	14	17	19	15	13	11
18歳以上	1,053	1,020	1,000	1,000	970	961
障害者数全体に占める割合	74.0%	72.1%	71.0%	70.0%	68.8%	68.3%

■手帳の等級の推移（平成30年～令和5年）

（人）

	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
合計	1,067	1,037	1,019	1,015	983	972
1級	348	335	318	311	295	306
2級	172	160	157	152	142	132
3級	144	143	144	145	139	135
4級	268	261	261	267	271	272
5級	88	89	88	88	86	81
6級	47	49	51	52	50	46

■障害の種類別の推移（平成30年～令和5年）

（人）

	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
視覚障害	71	67	71	69	62	62
聴覚障害	84	79	79	81	71	63
平衡機能	1	1	1	1	1	1
音声機能	10	10	9	9	8	7
肢体不自由	586	556	538	530	513	487
心臓機能	171	184	181	188	188	205
じん臓機能	76	75	72	69	64	67
呼吸器機能	17	14	15	14	18	18
直腸機能	47	47	48	51	54	58
小腸機能	1	1	2	1	1	1
免疫機能	1	1	1	1	1	1
肝臓機能	2	2	2	1	2	2
合計	1,067	1,037	1,019	1,015	983	972

資料：健康福祉課（各年3月末現在）

3 知的障害のある人

本町における療育手帳所持者数は、令和4年までは増加傾向で推移していましたが、令和5年には若干減少しています。令和5年3月末日現在の手帳所持者数は256人で、本町の障害のある人の約2割（18.0%）を占めています。

また、令和5年の年齢別の状況では、18歳未満は43人、18歳以上は213人となっています。

障害程度別にみると、令和5年の判定別では、重度であるA判定が88人、B判定が168人となっており、ともにほぼ横ばいの推移となっています。

■知的障害のある人の推移（平成30年～令和5年）

(人)

	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
合計	229	242	250	254	264	256
18歳未満	42	40	38	37	42	43
18歳以上	187	202	212	217	222	213
障害者数全体に占める割合	15.9%	16.8%	17.4%	17.5%	18.5%	18.0%

■判定別の推移（平成30年～令和5年）

(人)

	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
A	82	86	92	92	94	88
B	147	156	158	162	170	168
合計	229	242	250	254	264	256

資料：健康福祉課（各年3月末日現在）

4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

本町における精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加傾向にあり、令和5年3月末日現在の手帳所持者数は196人となっており、本町の障害のある人の約1割（13.8%）を占めています。

手帳の等級別にみると、各年ともに2級が最も多く、令和5年は109人となっています。

■精神障害のある人の推移（平成30年～令和5年）

（人）

	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
精神障害者・児	145	160	167	180	181	196
障害者数全体に占める割合	10.1%	11.1%	11.6%	12.4%	12.7%	13.8%

■判定別の推移（平成30年～令和5年）

（人）

	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
合計	145	160	167	180	181	196
1級	21	16	18	21	23	24
2級	88	92	97	104	97	109
3級	36	52	52	55	61	63

資料：健康福祉課（各年3月末日現在）

また、本町における自立支援医療（精神通院医療）認定者数についても令和3年以降顕著に増加し、令和5年3月末日現在では388人となっています。

■自立支援医療（精神通院医療）認定者数の推移（平成30年～令和5年）

（人）

	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
精神通院医療対象者	335	331	347	327	377	388

資料：健康福祉課（各年3月末日現在）

第3節 障害児の教育・保育の状況

1 障害児保育施設数の推移

本町の町立障害児保育施設数は、5施設で推移しています。

■（町立）障害児保育施設数の推移

(施設)

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
認定こども園・幼稚園・ 保育園	5	5	5	5	5	5

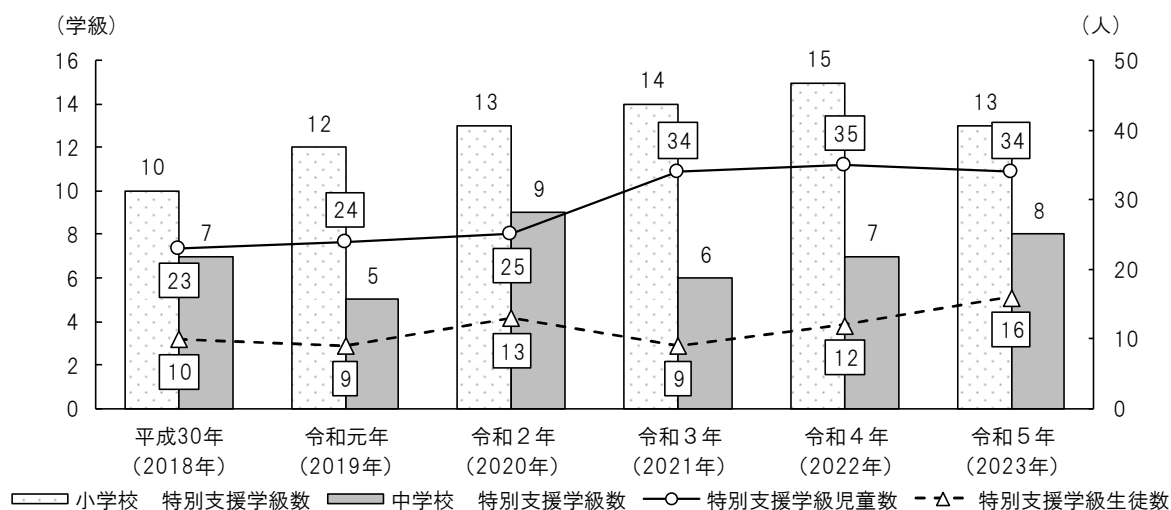
資料：教育総務課（各年5月1日現在）

2 特別支援学級数等の推移

本町の小学校特別支援学級数は10～15で推移し、令和5年は13学級となっています。中学校特別支援学級数5～9で推移し、令和5年は8学級となっています。

また、特別支援学級児童数は23～35人で推移し、令和5年は34人となっています。特別支援学級生徒数は9～16人で推移し、令和5年は16人となっています。

■特別支援学級数等の推移

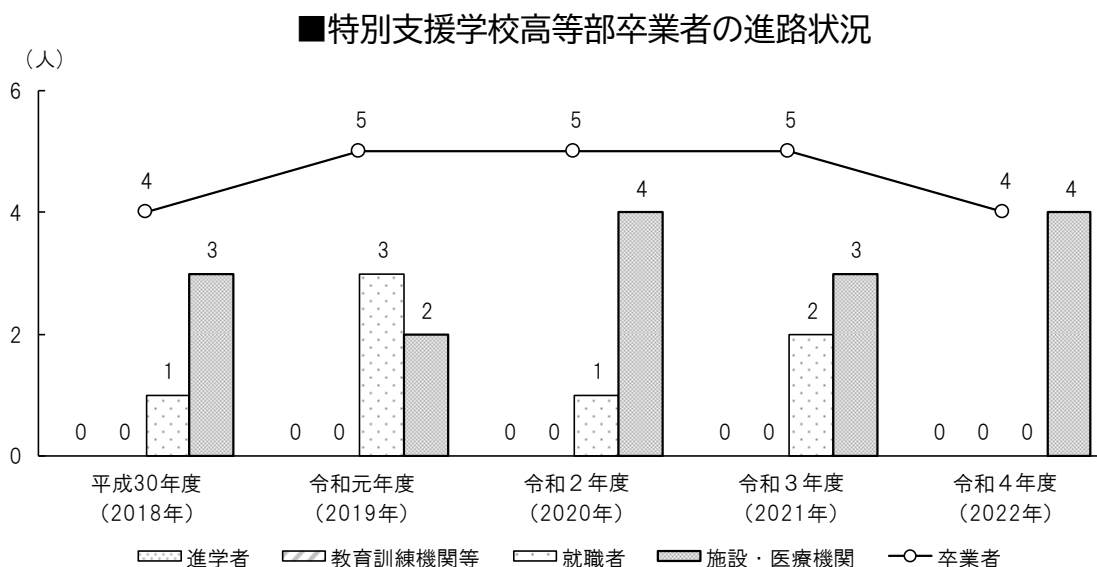


	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
小学校 特別支援学級数	10	12	13	14	15	13
特別支援学級児童数	23	24	25	34	35	34
中学校 特別支援学級数	7	5	9	6	7	8
特別支援学級生徒数	10	9	13	9	12	16

資料：教育総務課（各年5月1日現在）

3 特別支援学校高等部卒業者の進路状況

本町の特別支援学校高等部卒業者の進路状況は、令和元年度を除き施設・医療機関が最も多く2～4人、次いで就職者が令和4年度を除き1～3人となっています。進学者と教育訓練機関等への移行者はいない状況です。



	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)
卒業者	4	5	5	5	4
進学者	0	0	0	0	0
教育訓練機関等	0	0	0	0	0
就職者	1	3	1	2	0
施設・医療機関	3	2	4	3	4
その他	0	0	0	0	0

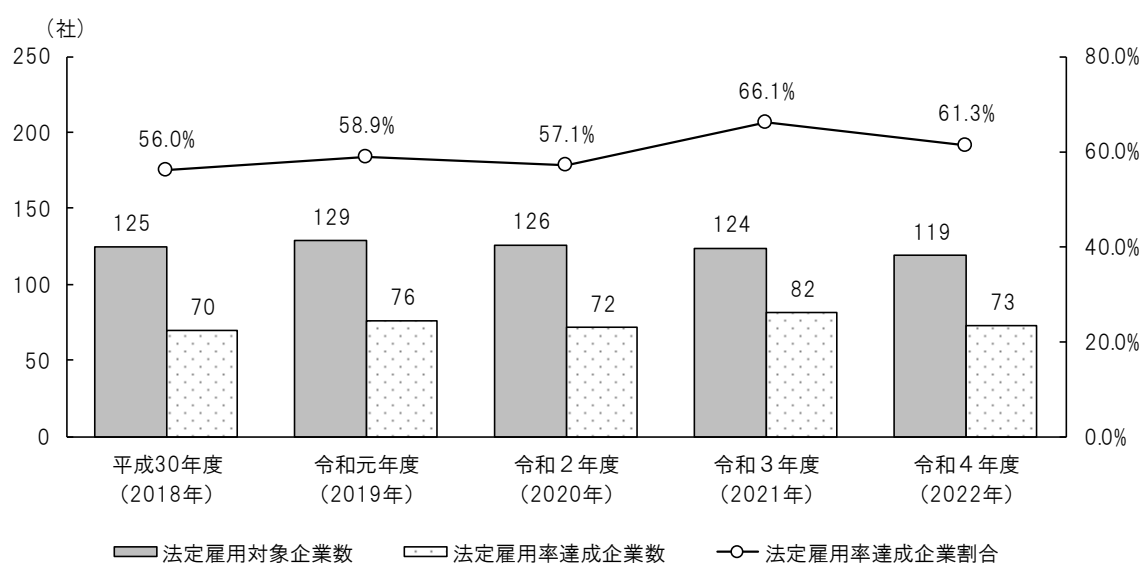
資料：近隣支援学校から提供された資料に基づき健康福祉課で作成

第4節 障害者雇用の状況

1 法定雇用率の達成状況

古川公共職業安定所（ハローワーク古川）管内における法定雇用率の達成状況をみると、法定雇用率達成企業割合は概ね60%前後、雇用障害者数は260～280人台で推移しています。

■法定雇用率の達成状況



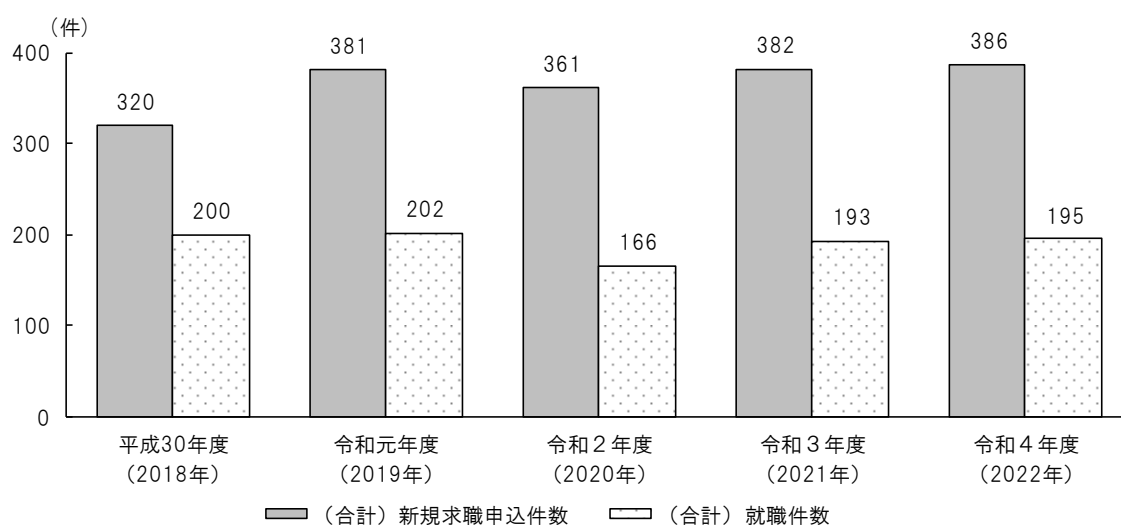
	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)
法定雇用対象企業数	125	129	126	124	119
法定雇用率達成企業数	70	76	72	82	73
法定雇用率達成企業割合	56.0%	58.9%	57.1%	66.1%	61.3%
雇用障害者数(人)	271	289.5	280.5	286.5	266.5
民間企業の法定雇用率	2.2%	2.2%	2.2%	2.3%	2.3%

資料：古川公共職業安定所

2 新規求職・就職の状況

古川公共職業安定所（ハローワーク古川）管内における障害者の新規求職・就職の状況をみると、合計の新規求職申込件数が最も多い年で 386 件（令和 4 年度）、最も少ない年で 320 件（平成 30 年度）となっています。

合計の就職件数は最も多い年で 202 件（令和元年度）、最も少ない年で 166 件（令和 2 年度）となっています。



	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)
合計 新規求職申込件数	320	381	361	382	386
合計 就職件数	200	202	166	193	195
身体障害者 新規求職申込件数	81	94	87	89	95
身体障害者 就職件数	47	48	32	44	43
知的障害者 新規求職申込件数	69	79	71	88	67
知的障害者 就職件数	52	50	49	56	56
精神障害者等 新規求職申込件数	170	208	203	205	224
精神障害者等 就職件数	101	104	85	93	96

資料：古川公共職業安定所

第5節 アンケート調査結果の概要

1 実施概要

(1) 調査目的

本調査は、病気や障害のある方にとって、暮らしやすいまちづくりを行っていくために、また、障害福祉にかかるサービスをさらに利用していただけるように、障害のある方や介護や手助けをしている方が日ごろ感じていることや要望などの現状を把握し、新たに策定する「美里町第4期障害者計画・第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」の基礎資料とするために実施しました。

(2) 調査対象等

調査対象等については、次のとおりです。

調査対象	手帳をお持ちの町内にお住まいの障害のある方・町外の施設等に入所されている方
調査方法	郵便による配布・回収
調査期間	令和5年8月

(3) 回収結果

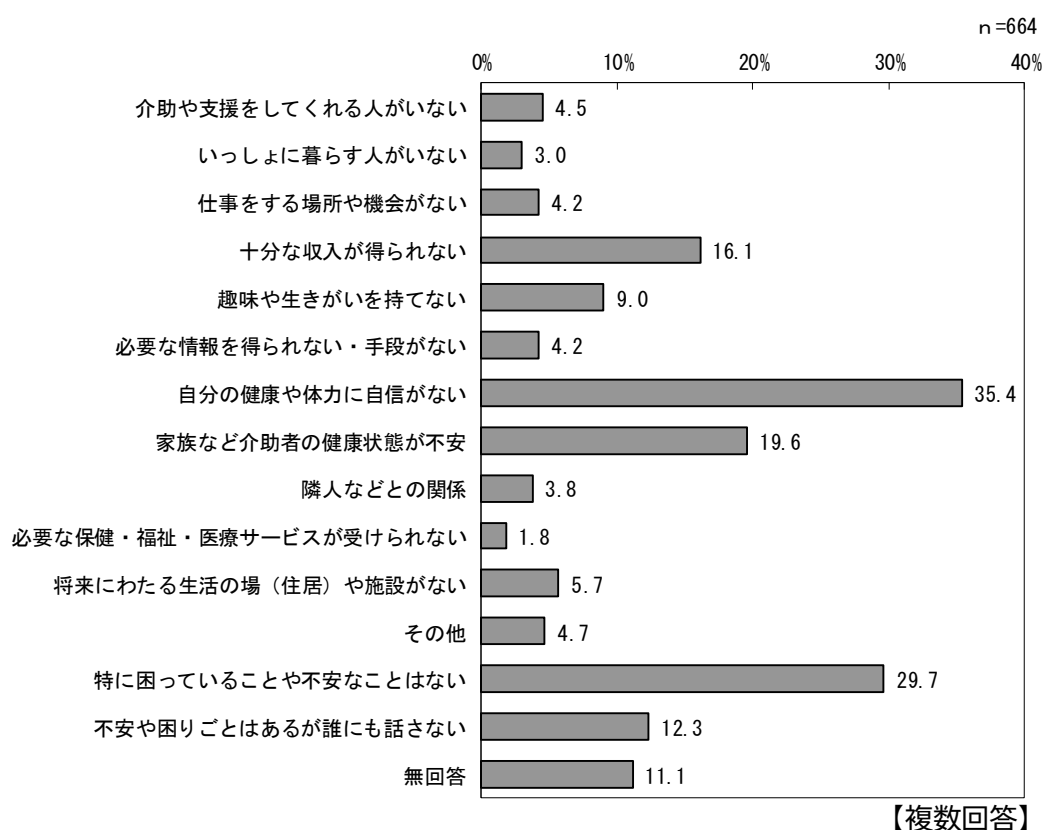
回収結果は、次のとおりです。

配布数	回収数	回収率	有効票数
1,369 件	688 件	50.3%	664 件

2 調査結果の実施概要

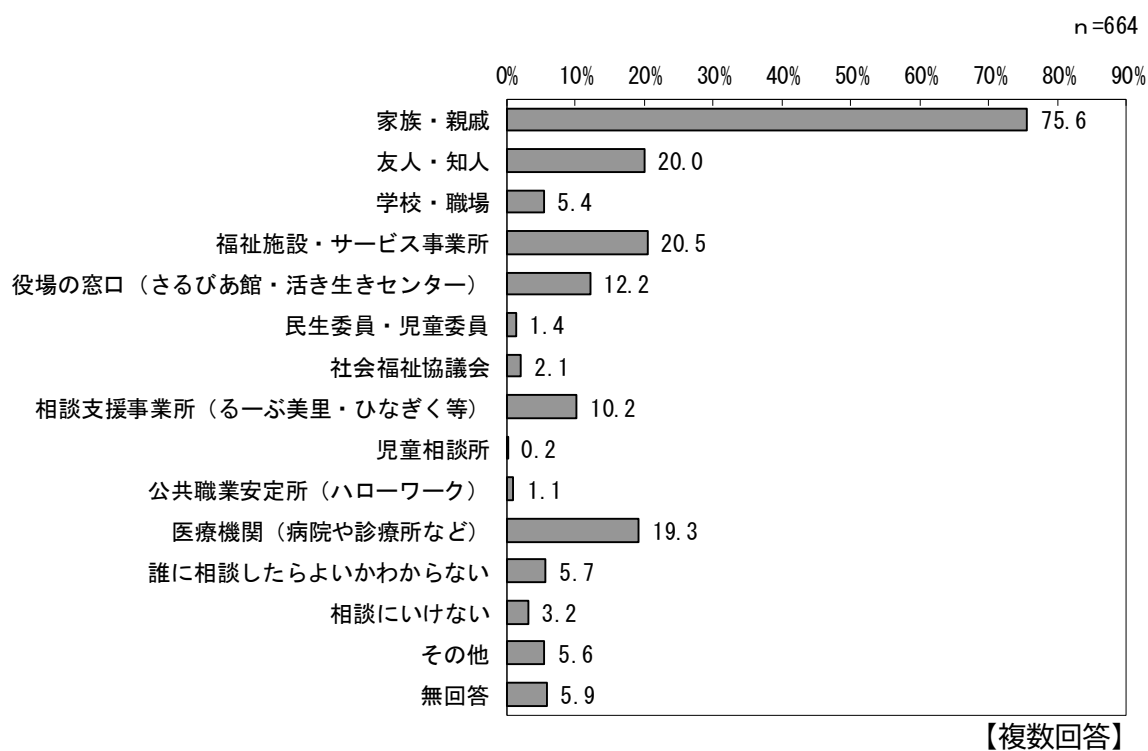
(1) 現在の生活での困りごと

現在の生活での困りごとは、「自分の健康や体力に自信がない」が35.4%と最も多く、次いで「特に困っていることや不安なことはない」が29.7%、「家族など介助者の健康状態が不安」が19.6%、「十分な収入が得られない」が16.1%、「不安や困りごとはあるが誰にも話さない」が12.3%の順となっています。



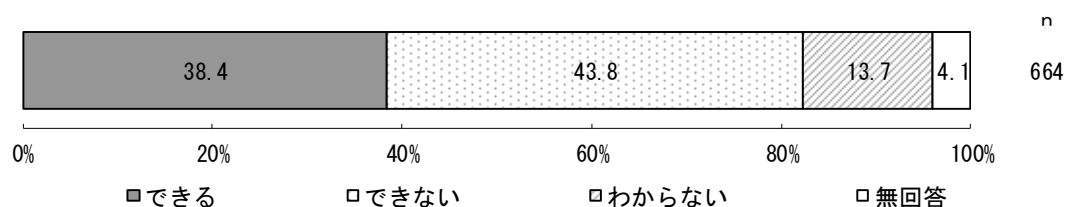
(2) 悩みごとの相談相手

悩みごとの相談相手は、「家族・親戚」が75.6%と最も多く、次いで「福祉施設・サービス事業所」が20.5%、「友人・知人」が20.0%、「医療機関（病院や診療所など）」が19.3%の順となっています。



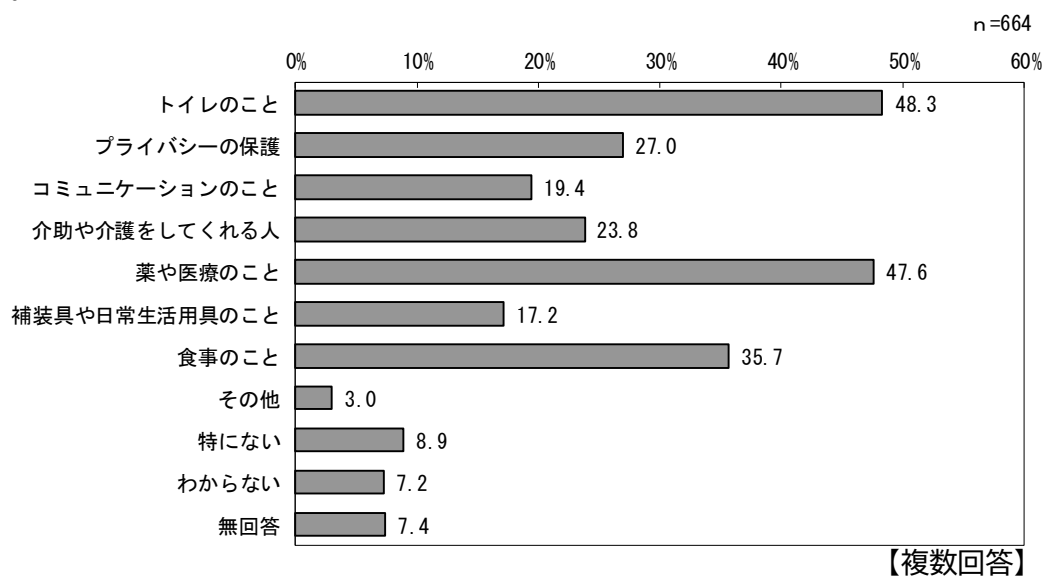
(3) 災害時の単独避難

災害時の単独避難は、「できない」が43.8%、「できる」が38.4%、「わからない」が13.7%となっています。



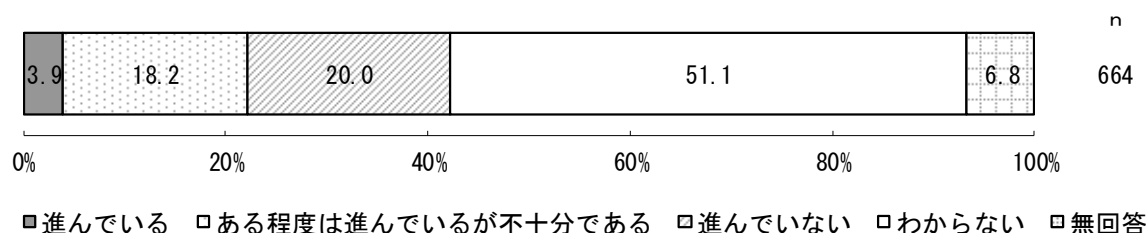
(4) 災害時に避難所などで困りそうなこと

災害時に避難所などで困りそうなことは、「トイレのこと」が48.3%と最も多く、次いで「薬や医療のこと」が47.6%、「食事のこと」が35.7%、「プライバシーの保護」が27.0%、「介助や介護をしてくれる人」が23.8%の順となっています。



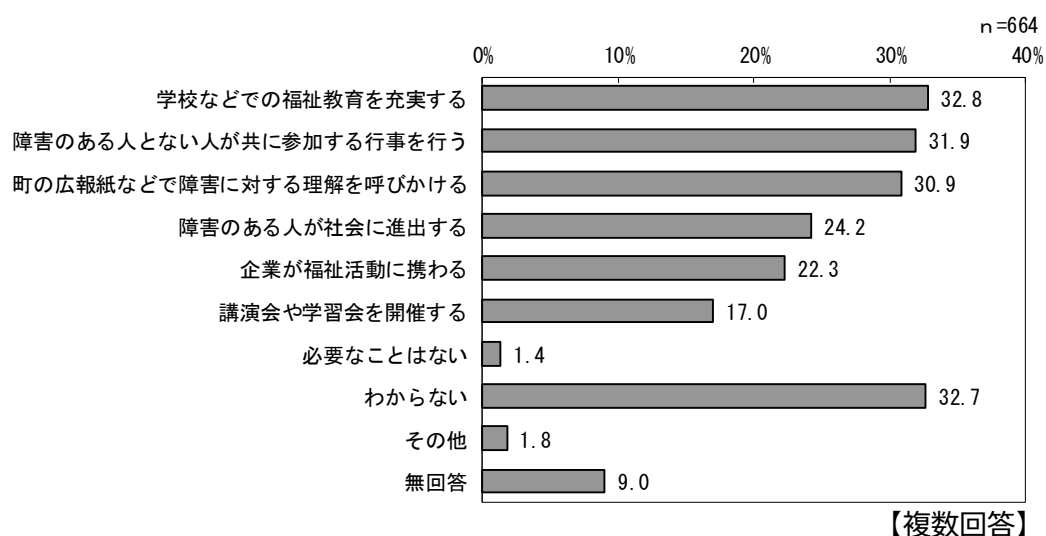
(5) 地域における「共生社会」への理解

地域における「共生社会」への理解は、「わからない」が51.1%で最も多く、次いで「進んでいない」が20.0%、「ある程度は進んでいるが不十分である」が18.2%、「進んでいる」が3.9%となっています。



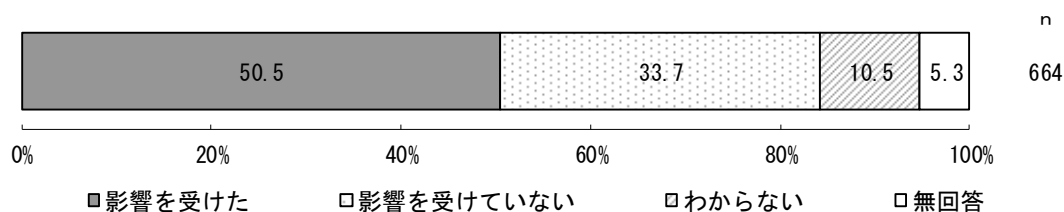
(6) 地域における「共生社会」への理解促進に必要なこと

地域における「共生社会」への理解促進に必要なことは、「学校などでの福祉教育を充実する」が32.8%で最も多く、次いで「わからない」が32.7%、「障害のある人とない人が共に参加する行事を行う」が31.9%、「町の広報紙などで障害に対する理解を呼びかける」が30.9%、「障害のある人が社会に進出する」が24.2%の順となっています。



(7) 新型コロナウイルス感染症流行による生活への影響

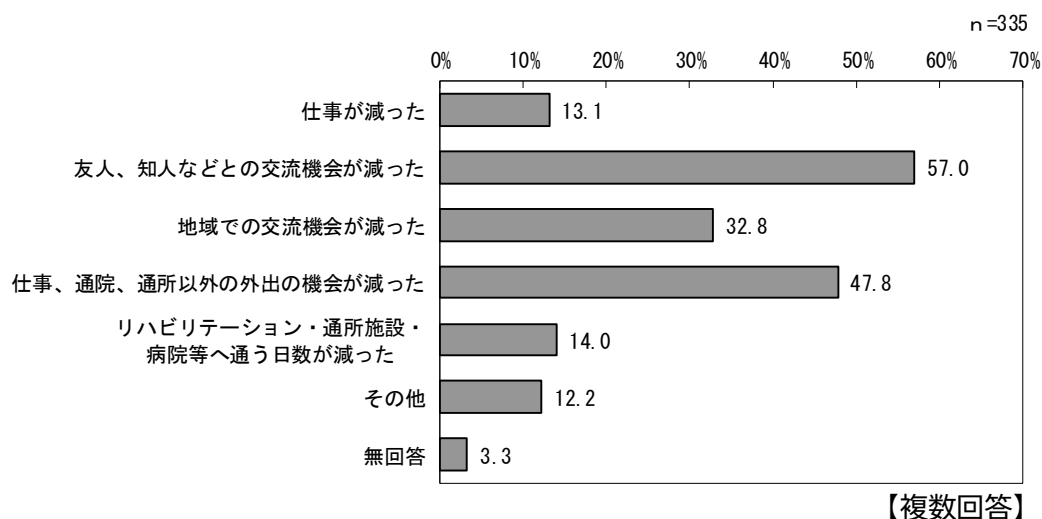
新型コロナウイルス感染症の生活への影響については、「影響を受けた」が50.5%、「影響を受けていない」が33.7%、「わからない」が10.5%となっています。



(8) 影響の内容

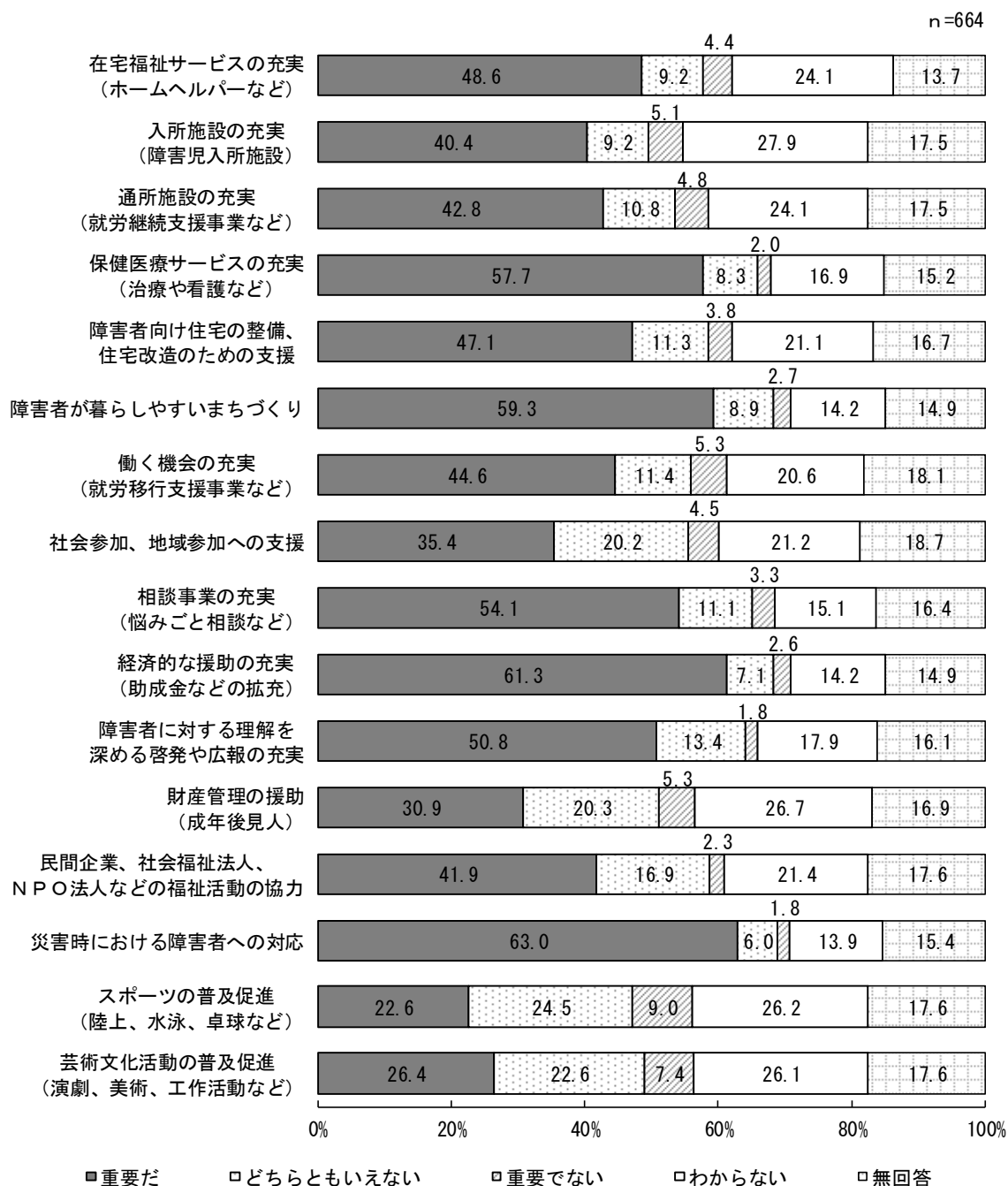
※現在の利用状況について「影響を受けた」と答えた方のみが回答

影響の内容については、「友人、知人などとの交流機会が減った」が57.0%で最も多く、次いで「仕事、通院、通所以外の外出の機会が減った」が47.8%、「地域での交流機会が減った」が32.8%、「リハビリテーション・通所施設・病院等へ通う日数が減った」が14.0%の順となっています。



(9) 今後生活していくうえでの施策の重要度

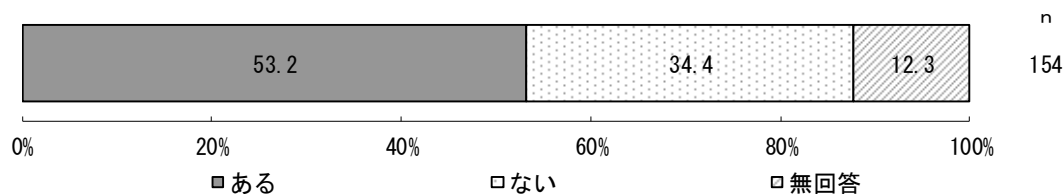
「重要だ」の割合がもっとも高いのは、「災害時における障害者への対応」で63.0%、次いで「経済的な援助の充実（助成金などの拡充）」が61.3%、「障害者が暮らしやすいまちづくり」が59.3%、「保健医療サービスの充実（治療や看護など）」が57.7%、「相談事業の充実（悩みごと相談など）」が54.1%の順となっています。



(10) 介護の負担

※介護や手助けを行っている方への質問

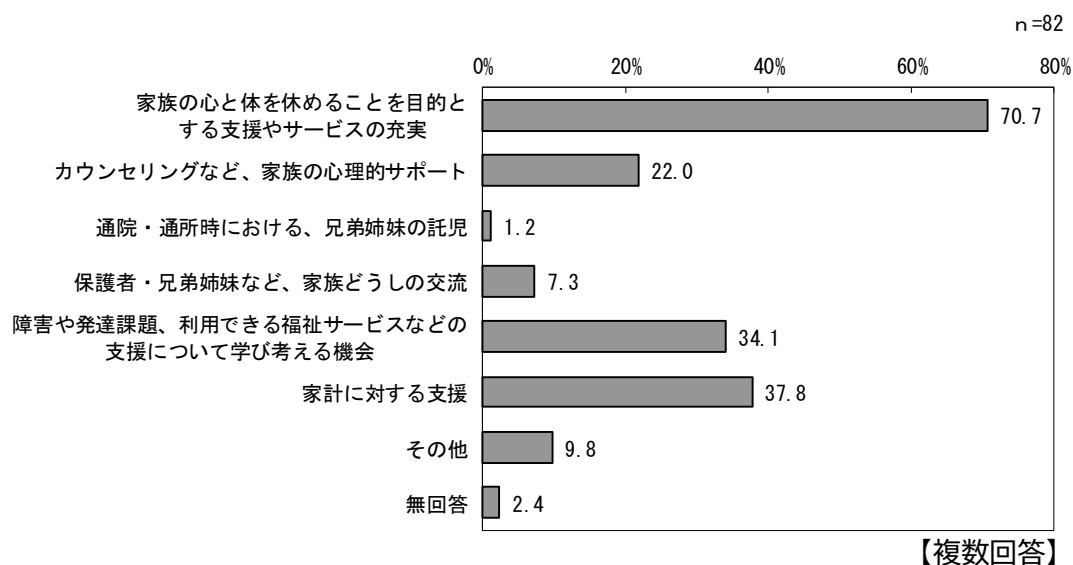
介護の負担は、「ある」が53.2%、「ない」が34.4%となっています。



(11) 負担軽減になりうる支援

※介護や手助けを行っている方への質問

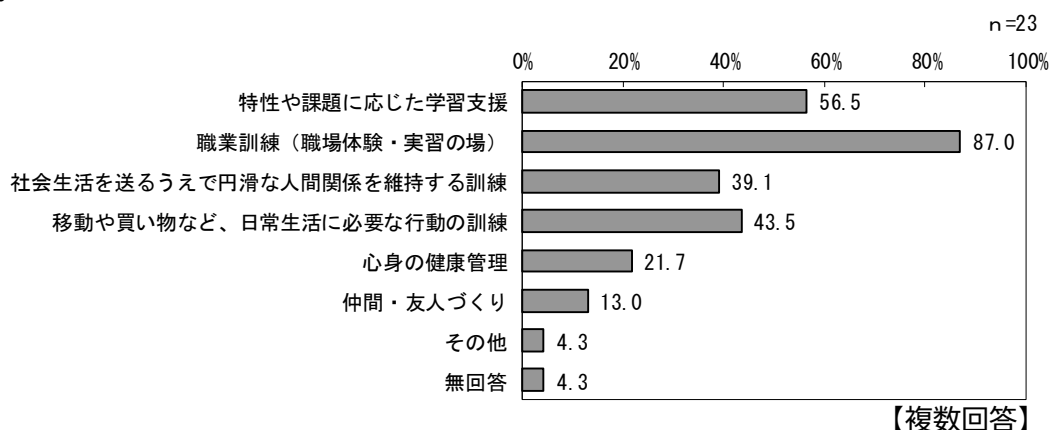
軽減になりうる支援は、「家族の心と体を休めることを目的とする支援やサービスの充実」が70.7%と最も多く、次いで「家計に対する支援」が37.8%、「障害や発達課題、利用できる福祉サービスなどの支援について学び考える機会」が34.1%の順となっています。



(12) 卒業後に円滑な生活を送るため必要な学齢期の支援

※通園・通学しているお子さん(18歳未満)の保護者の方への質問

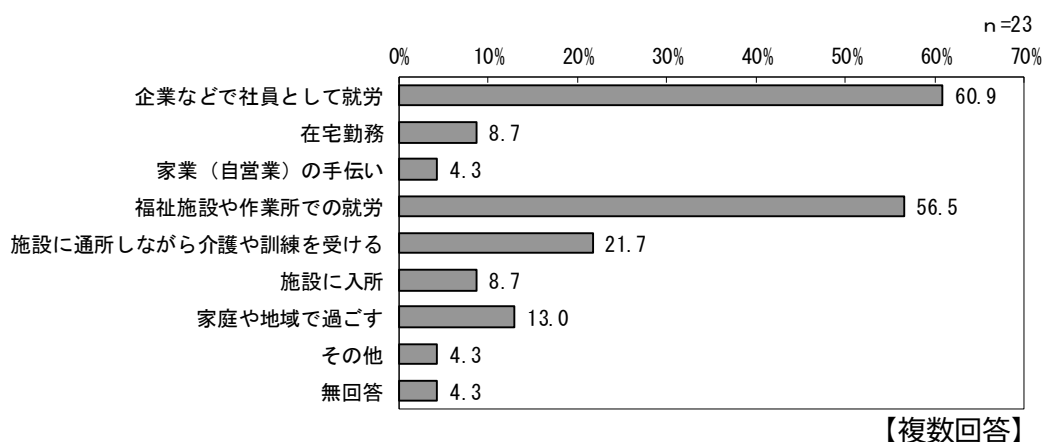
卒業後に円滑な生活を送るため必要な学齢期の支援は、「職業訓練(職場体験・実習の場)」が87.0%と最も多く、次いで「特性や課題に応じた学習支援」が56.5%、「移動や買い物など、日常生活に必要な行動の訓練」が43.5%、「社会生活を送るうえで円滑な人間関係を維持する訓練」が39.1%の順となっています。



(13) 卒業後の進路希望

※通園・通学しているお子さん(18歳未満)の保護者の方への質問

卒業後の進路希望は、「企業などで社員として就労」が60.9%と最も高く、次いで「福祉施設や作業所での就労」が56.5%、「施設に通所しながら介護や訓練を受ける」が21.7%、「家庭や地域で過ごす」が13.0%の順となっています。



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

障害のある人もない人も、
一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり

障害について
理解や配慮の促進

住民、町、関係団体、
サービス提供事業所等
による連携、協働

ライフステージを
通じた支援の構築

本町では、「障害のある人もない人も、一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり」を基本理念に掲げ障害福祉各施策を推進してきました。

障害のある人がこれからも地域で暮らしていくためには、引き続き、障害のある人が抱える様々な生活課題を見直し、誰もが暮らしやすいと思えるまちづくりが求められます。

そのため、本計画においても基本理念「障害のある人もない人も、一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり」を継承し、より一層発展させていくこととします。

また、障害のある人の生活課題やニーズが多様化するなかで、様々な課題に取り組む、障害のある人の自立と社会参加を支援していくためには、公的な支援のみではなく、地域全体で支援していくことも必要です。

前計画に続き、障害について理解や配慮をさらに促進し、障害のある人を含めた本町に暮らす住民、行政、関係団体、サービス提供事業所等が連携、協働し、障害者の高齢化、親亡き後を見据え、ライフステージを通じた支援のもとで、共生社会の形成に向けた障害福祉施策に取り組めます。

第2節 施策に共通する横断的視点

基本理念「障害のある人もない人も、一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり」を実現するため、各施策に共通する横断的視点を設定します。

1 障害に対する理解や配慮の促進

障害のある人が、障害の有無に関係なく、共に「生き生き」と暮らせるまちをつくるためには、障害のあるなしに関わらず、お互いの人格や個性を尊重し、支えあうことが重要です。

そのため、障害に対する理解や配慮が促進されるよう取り組みます。また、あらゆる場面で、障害を理由とする差別が生じることなく、権利が守られるよう、障害への理解と啓発が求められます。

2 住民、町、関係団体、サービス提供事業所等による連携、協働

誰もが地域で共に育ち、学び、働き、地域とつながり、活動するにあたり、それぞれが持てる力を発揮し、誰もが地域で自分らしい暮らしができるよう、共生社会の実現を目指します。

そのため、様々な分野で住民、町、関係団体、サービス提供事業所等が連携・協働して、障害のある人が自らの生活のあり方を主体的に選択し、行動できる仕組みが求められます。

3 ライフステージを通じた支援の構築

障害福祉施策は、多くの分野にまたがり、ニーズも様々であるため、親亡き後を含めて必要なときに支援が受けられる環境が整備されることは、自分らしい暮らしを送り、社会参加を実現するうえで大切な基盤となります。

そのため、一人ひとりの年齢や障害の状況に応じて、本人やその家族に寄り添い、適切な支援を途切れなく継続的に受けることができる体制の整備が求められます。

第3節 基本目標

障害のある人の暮らしに関する本町の現状を踏まえ、障害福祉施策をさらに推進するため次の基本目標を設定します。

基本目標1 相互理解と交流のある地域づくり

本町の現状

- ・地域における「共生社会」への理解は、「わからない」が51.1%で最も多く、次いで「進んでいない」が20.0%
- ・地域における「共生社会」への理解促進に必要なことは、「学校などでの福祉教育を充実する」が32.8%と最上位に挙げられる

計画課題と施策の方向性

地域で安心して暮らしていくことができ、一人ひとりが持つ能力や個性を発揮する共生社会を実現するためには、様々な場面で求められる「障害への理解」と地域の協力が欠かせません。また、理解を促進するためには、幼児期からの福祉教育・交流教育が望まれます。

様々な障害特性について、正しい知識や理解を深めるための機会づくりに継続して取り組むとともに、関係団体等とも協力して理解と交流のある地域社会、さらに互いの尊厳を認め合う地域社会づくりを進めます。

基本目標1 相互理解と交流のある地域づくり

- 1-1：障害への理解の推進
- 1-2：福祉教育や交流機会の創出
- 1-3：人権・権利擁護等の制度の周知

計画課題の対象と行動目標

対 象	行 動 目 標
障害のある人	→ 地域社会への積極的な参加・交流
地域・関係団体	→ 障害特性を理解し、地域での支え合い 住民への啓発協力・地域交流機会の支援
町・関係機関	→ 障害への理解を促す福祉施策の推進

基本目標2 地域で自立を目指せる生活支援の充実

本町の現状

- ・本町の高齢化率が上昇するなか、現在の生活での困りごとは、「自分の健康や体力に自信がない」が35.4%と最上位
- ・悩みごとの相談相手は、「家族・親戚」が75.6%と最上位で専門的な相談機関を大きく引き離す
- ・施策の重要性につき、「重要だ」の割合が「保健医療サービスの充実（治療や看護など）」が57.7%、「相談事業の充実（悩みごと相談など）」が54.1%

計画課題と施策の方向性

自分らしい暮らしを選択、実現していくためには、健康診断等によって継続的に健康状態を確認できる体制を周知し、健やかに暮らすことのできる保健・医療体制が必要です。また、障害のある人が必要な支援を受けられるよう、きめ細かく対応する相談支援は、障害のある人が地域で暮らす支援の要であり、相談支援を通じて適切な支援につなげていくことが重要となります。

保健・医療体制及び生活支援体制を整備・周知するとともに、障害福祉サービス及び地域生活支援事業に関してはその質・量の確保に努め、サービスの円滑な提供に努めます。

基本目標2 地域で自立を目指せる生活支援の充実

2-1：情報提供・相談支援体制の強化

2-2：保健・医療体制の充実

2-3：障害福祉サービス・生活支援の実施

計画課題の対象と行動目標

対 象	行 動 目 標
障害のある人	→ 相談しながら自らの必要なサービスを選択
サービス提供事業所	→ 必要な支援の提供
町・関係機関	→ 障害のある人の自己選択・決定の支援 安定した事業量の確保と地域生活支援事業の提供 医療体制の確保

基本目標3 自分らしさを広げる社会参加の実現

本町の現状

- ・本町を含む古川公共職業安定所（ハローワーク古川）管内の法定雇用率達成企業割合は概ね60%前後で推移
- ・卒業後に円滑な生活を送るため必要な学齢期の支援は、「職業訓練（職場体験・実習の場）」が87.0%と最上位
- ・施策の重要性につき、「重要だ」の割合が「働く機会の充実（就労移行支援事業など）」が44.6%

計画課題と施策の方向性

障害のある人が、自立した暮らしを実現するためには、社会参加、とりわけ「働くこと」が重要であり、働きたいという人が多様な手段によって就労・雇用を実現できる支援が必要です。また、子ども達が様々な選択ができるよう成長や教育の過程においても関係機関が相互に連携した支援体制の検討が求められます。

基本目標3 自分らしさを広げる社会参加の実現

3-1：就労移行支援策の実施

3-2：保育・教育環境の充実

3-3：スポーツ・文化活動の推進

計画課題の対象と行動目標

対 象	行 動 目 標
障害のある人	→ 自分らしい生き方、暮らし方の選択
地域・関係団体	→ 様々な場面での支え合い 障害への理解・配慮
職場・学校	→ 成長に応じた教育 職場・学校での受け入れ環境の整備 障害への理解・配慮
町・関係機関	→ 教育・雇用環境の整備 障害への理解・配慮

基本目標4 安全・安心して暮らせる地域づくり

本町の現状

- ・災害時の単独避難は、「できない」が43.8%
- ・災害時に避難所などで困りそうなことは、「トイレのこと」が48.3%と最も多く、次いで「薬や医療のこと」が47.6%
- ・施策の重要性につき、「重要だ」の割合がもっとも高いのは、「災害時における障害者への対応」で63.0%、次いで「経済的な援助の充実（助成金などの拡充）」が61.3%、「障害者が暮らしやすいまちづくり」が59.3%

計画課題と施策の方向性

障害のある人が地域で「暮らしやすさ」を実感するためには、地域の生活環境において感じる様々な「暮らしにくさ」を見直していくことが重要です。また、今後、暮らしの場を地域へ移行させていくなかで、障害福祉施策では、より総合的に地域住民との協働による取組を進めながら、継続的な支援を展開していく必要があります。

基本目標4 安全・安心して暮らせる地域づくり

4-1：暮らしやすい生活基盤の整備

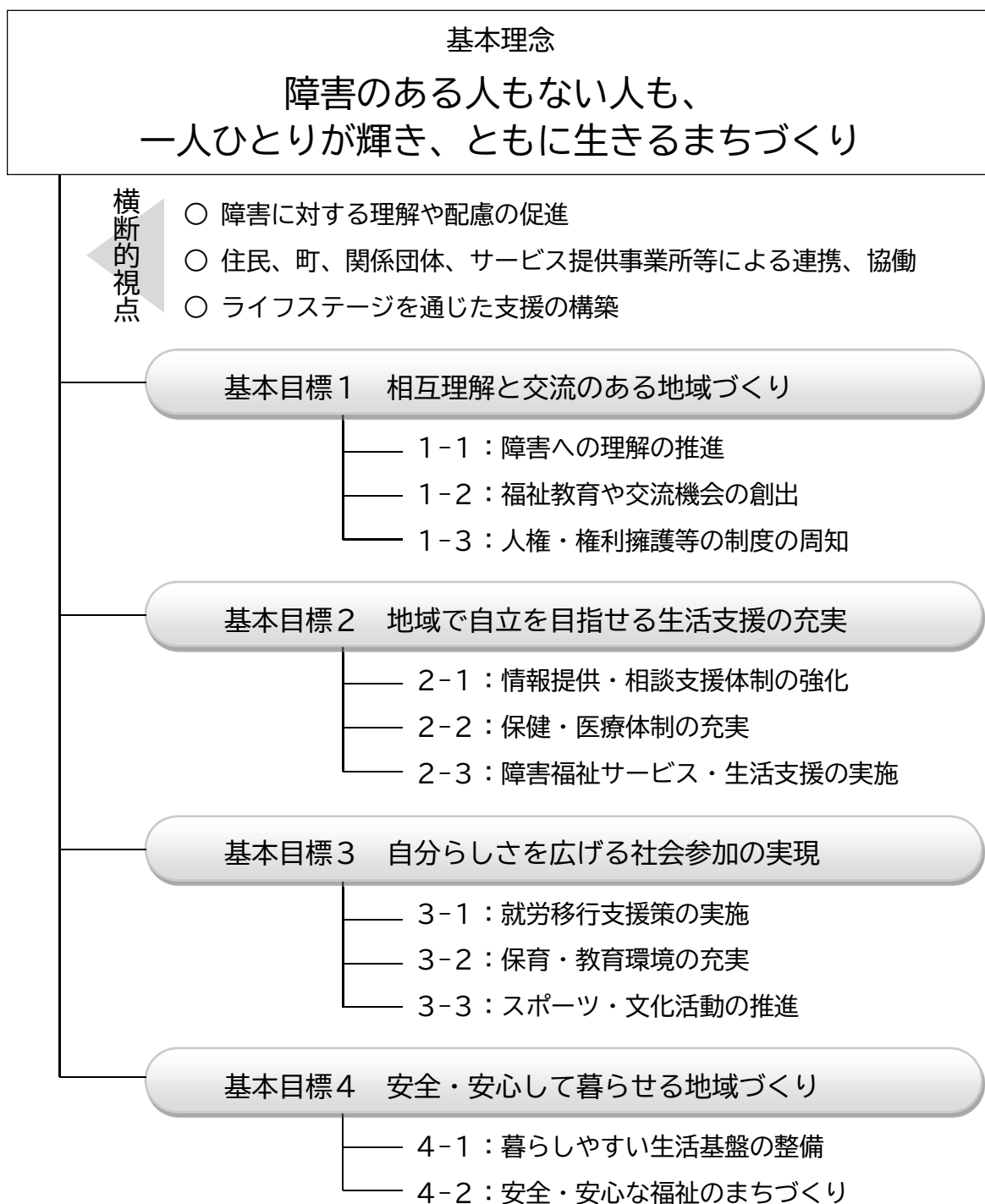
4-2：安全・安心な福祉のまちづくり

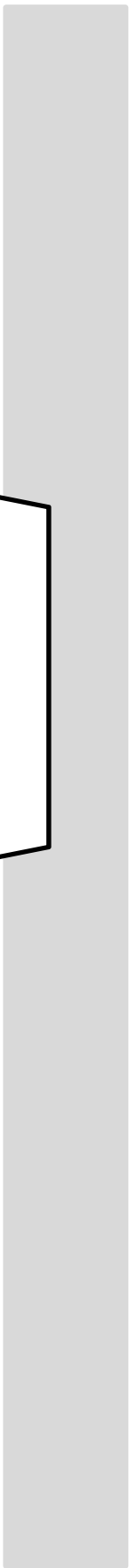
計画課題の対象と行動目標

対 象	行 動 目 標
障害のある人	→ 地域でともに暮らす
地域・関係団体	→ 障害を理解し、まちなかでの支え合い (日常及び災害時等の支援) 障害のある人の地域生活を支援
町・関係機関	→ 暮らしやすい地域づくり・生活基盤の整備

第4節 施策体系

本計画では、基本理念を実現するための各施策を下図のとおり体系的に実施します。





第2編
障害者計画

第1章 相互理解と交流のある地域づくり（基本目標1）

第1節 障害への理解の推進

<実施方針>

○住民が人権と障害についての理解を深めるとともに、権利の侵害や差別をなくし、地域の一員としてともに支え合う地域づくりに取り組みます。

推進する施策	施策・事業の実施概要
1-1-1 広報・啓発活動	障害への理解の推進、共生社会の実現のため、社会福祉協議会、障害者団体、ボランティア団体との連携を強化し、広報や町のホームページ、パンフレット等を活用し、広報・啓発活動を推進します。また、研修会を通して障害への理解を推進します。
1-1-2 「障害者の日」等の啓発活動	「障害者の日」（12月9日）、「障害者週間」（12月3～9日）、「障害者雇用促進月間」（9月）等における各種行事の内容を検討し、すべての住民の、人権と障害に対する理解と認識が深まるよう取り組みます。 「障害者週間」では、町内2か所の図書館における障害に関する図書の展示や、各施設へのパンフレットの設置、ポスターの掲示を行います。また、広報や町のホームページ等を活用し、障害の理解啓発活動を推進します。
1-1-3 合理的配慮等の推進	町職員については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する美里町職員対応要領」に基づき、各課と連携をとりながら、すべての職員が障害に対する理解をより一層深めるため、内部研修等の実施、関係機関が行う研修会への積極的参加により職員の意識向上を図ります。 また、令和6年4月1日に施行される「改正障害者差別解消法」により、事業者の合理的配慮の提供が義務化されることから、事業者に向けて周知を図ります。

推進する施策	施策・事業の実施概要
1-1-4 地域共生社会の推進	障害のある人が、地域で安心した生活ができるよう、関係機関と連携し、住民による支援活動の活性化に努め、イベント等を通して障害の理解を促進し、地域共生社会の推進を図ります。

第2節 福祉教育や交流機会の創出

<実施方針>

- 障害は限られた人だけの問題であるという意識上の壁を取り除く心のバリアフリーを育む福祉教育を推進します。
- 障害のある人が地域での活動に参加し、交流することによって、社会参加を果たすことを目指します。
- 地域や広域で活動する障害者団体(当事者団体)の自主活動・育成を支援し、地域での活動や交流の機会につながるよう取り組みます。
- 社会福祉協議会やボランティア活動を行う団体等と連携し、地域福祉の担い手となるボランティア養成、活動支援を推進します。

推進する施策	施策・事業の実施概要
1-2-1 福祉教育の充実	<p>①集団保育による障害者理解の促進 障害の有無に関わらず地域でともに暮らしていくためには、幼児期からの福祉教育が望まれます。心身に障害のある子どもを保育所等で受け入れ、障害のない子どもと一緒に保育する体制の充実を図ります。</p> <p>②学校教育における福祉教育の推進 社会福祉協議会が行う福祉体験学習や講座を通じて障害を理解し心の障壁をつくらない「心のバリアフリー」を育み、福祉を実践する力や豊かな人間形成を図るための福祉教育を推進します。</p> <p>③イベントや生涯学習機会による福祉教育 各種社会教育の講座等において、障害の理解につながるテーマをとり上げ、住民に対し障害の理解を促進していきます。</p>

推進する施策	施策・事業の実施概要
<p>1-2-2 活動機会の創出</p>	<p>①障害者の地域活動への参加促進 地域住民や障害者団体、関係機関等と連携して、イベント、生涯学習、スポーツ・レクリエーション等、障害のある人が参加する多様な機会の創出、運営に取り組みます。</p> <p>②多様な交流機会の創出 世代間交流、特別支援学級、特別支援学校との交流等、多様な交流の機会の創出をすることにより、障害のある人の社会性を育み、また、住民間の障害の有無に関わらない相互理解につなげます。</p>
<p>1-2-3 障害者団体（当事者団体）及び家族の会への支援</p>	<p>障害のある人や家族の加入の促進、障害種別を越えた交流の促進など、団体の自主的な活動を支援していきます。</p> <p>また、こうした機会を通じて、障害のある人同士の交流を活性化し、解決できなかった悩みなどを解消できる機会となるような場の提供や、情報の共有に努めます。</p>
<p>1-2-4 ボランティア活動の推進</p>	<p>社会福祉協議会が行うボランティア養成講座を支援し、住民のボランティア活動に対する理解を深めるとともに、ボランティア活動の場を提供します。</p>

第3節 人権・権利擁護等の制度の周知

<実施方針>

- 判断能力が不十分であっても、障害のある人が、必要な福祉サービスを適切に利用しながら地域で安心して生活ができるよう、権利擁護に関する支援機関の周知、権利擁護に関する事業を推進します。また、日常生活自立支援事業（まもりーぶ）や親亡き後等の対応として成年後見制度の利用促進を図ります。
- 障害者虐待防止法の趣旨及び内容について周知を図るとともに、障害のある人に対する虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応など適切な支援を行います。

推進する施策	施策・事業の実施概要
1-3-1 権利擁護制度の周知	<p>判断能力が不十分な障害のある人の権利と財産を守るために、自己選択や決定を保障する意義と、成年後見制度や日常生活自立支援事業（まもりーぶ）の普及を図ります。本人、家族、住民、関係機関に対する広報、研修会による情報提供、相談窓口での紹介等を通じて、制度の周知を強化します。あわせて相談支援機関（窓口）の周知を進めていきます。</p> <p>①成年後見制度 民法に基づき、判断能力の不十分な方々（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）が日常生活における不利益を受けないよう、本人の権利を守り支援する制度です。</p> <p>②日常生活自立支援事業（まもりーぶ） 判断能力の不十分な方々（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）を対象に、福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的な金銭管理などを行う制度です。</p>
1-3-2 成年後見制度の利用促進	<p>①成年後見制度利用支援事業 成年後見制度の申立て手続きや制度の利用における費用負担が難しい場合、円滑に制度が利用できるように支援します。</p> <p>②中核機関の設置と運営 成年後見制度の担い手や、地域連携ネットワークの中核となる中核機関の設置と運営を行います。</p>

推進する施策	施策・事業の実施概要
1-3-3 障害者虐待防止法の周知	<p>障害者虐待防止法の趣旨及び内容と、保護者や施設からの通報義務について、広報、研修会等での情報提供を通じて、障害者虐待防止センターを中心とし制度の周知を図ります。</p> <p>また、障害のある人に対する虐待の防止、虐待の早期発見、一時保護の措置を講じるなど、迅速に対応できるよう体制づくりに努めます。</p>

第2章 地域で自立を目指せる生活支援の充実（基本目標2）

第1節 情報提供・相談支援体制の強化

<実施方針>

- 障害のある人の状態の変化や、おかれている環境の変化にきめ細かく対応できる相談支援体制は、障害のある人が地域で安心して暮らす支援の要であり、状況に応じた適切な支援につなげていくよう取り組みます。
- 本町にある様々な相談機関が、相互に障害のある人一人ひとりの状況を共有し、その人の生活全般を見据えた支援につながるよう、相談支援体制の強化を図ります。
- 各相談機関に寄せられる相談内容について、地域自立支援協議会を活用し、関係機関とも連携を図りながら、障害のある人の様々な生活課題の検討、解決に取り組みます。

推進する施策	施策・事業の実施概要
<p>2-1-1 相談支援の機能の強化</p>	<p>地域における相談支援の中核的な役割を担う美里町基幹相談支援センターが、地域の実情に応じた総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、町内の相談支援事業者に対する指導・助言や、人材育成支援を通じた相談支援体制の強化を図ります。</p> <p>医療、保健、福祉、教育、労働等、ライフステージに応じた様々な相談機関が障害のある人一人ひとりの状況を共有し、その人の生活全般を見据えた支援につながるよう情報共有体制の構築等、相談支援の機能強化を図ります。</p> <p>また、早期の相談につながるよう、町内の小中学校教諭に対して、相談支援専門員についての理解の促進を図ります。</p> <p>（主な事業）：障害者相談支援事業</p>
<p>2-1-2 地域自立支援協議会の機能強化</p>	<p>地域自立支援協議会を活用し、定期的な情報交換をするとともに、協議会を中心とした関係機関・関係団体とネットワークを構築します。自立支援協議会の各部会や委員会で浮かび上がった地域課題を検討し、課題解決を図ります。</p>

推進する施策	施策・事業の実施概要
<p>2-1-3 情報提供体制の充実</p>	<p>障害のある人が、様々な情報を得ることができるよう、障害による情報の格差を生む様々なバリア(障壁)を取り除きます。また、自立生活、社会参加を推進するための情報提供の充実を図ります。</p> <p>そのほか、社会福祉協議会が発行する「声の広報」を活用した情報提供に努めます。</p> <p>①声の広報 社会福祉協議会では、町が発行する広報を音声化したCDを「声の広報」として視覚障害のある人に配布し、必要度の高い情報等を提供していきます。</p> <p>②公共窓口における情報支援 小牛田図書館に設置した大活字本や点字本を活用し、視覚障害のある人向けに情報提供を行います。</p>
<p>2-1-4 意思疎通支援の充実</p>	<p>意思疎通の困難な聴覚障害のある人を対象に、手話通訳者、要約筆記者等を派遣する意思疎通支援事業の活用を促進します。</p> <p>①手話通訳者派遣事業の推進 町では、宮城県聴覚障害者福祉会に手話通訳者派遣事業を委託し、意思疎通を図る必要のある聴覚障害のある人向けに手話通訳者等を派遣し、日常生活、社会生活におけるコミュニケーション支援を推進します。</p> <p>②要約筆記者派遣事業の促進 町では、宮城県聴覚障害者福祉会に要約筆記者派遣事業を委託し、OHP・パソコンを使った文字伝達によるコミュニケーション機会の提供を図り、聴覚障害のある人の社会参加を促進します。</p> <p>(主な事業)：意思疎通支援事業</p>

第2節 保健・医療体制の充実

<実施方針>

- 障害の状況に関わらず、必要な支援を受けながら地域で暮らすことができるよう、質の高い保健・福祉・医療サービスの提供を図ります。
- 障害のある人に対して、適切な保健サービス、医療、リハビリテーションなどを行うとともに、障害の原因となる疾病の予防・治療が可能なものについては、障害の早期発見、早期治療につながるよう、保健活動の充実に努めます。
- 医療的ケア児及びその家族の支援に向け、対応の入り口となる相談支援の充実など保健・医療・福祉・教育が連携する仕組みづくりや、成長段階に応じた支援の充実に取り組みます。

推進する施策	施策・事業の実施概要
2-2-1 母子保健事業と連携した早期発見・療育の実施	母子健康手帳交付時の個別面談、妊産婦の健康教育、新生児や乳幼児に対する健康診査・指導等を適切に実施します。 また、健康診査等では、疾病の予防を図るとともに、障害の早期発見、早期療育に努め、関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実に努めます。 そのほか、医療的ケア児の地域生活を支援するための体制づくりを行い、関係機関と連携協議し、課題検討を進めていきます。
2-2-2 健診等を通じた健康管理・健康増進	健康診査の適切な実施による受健の機会の確保、定期的な受健勧奨、継続的な指導といった保健サービスを行い、健康づくりの推進と、保健福祉の体制づくりに継続的に取り組みます。

推進する施策	施策・事業の実施概要
2-2-3 精神保健福祉への対応	<p>精神障害のある人が安心して生活ができるよう保健体制による支援を行い、障害福祉サービスが主体的に選択・利用できるよう整備を図るほか、当事者団体、家族会等の自助グループの活動と協力しながら、精神保健福祉対策を推進します。</p> <p>また、地域住民、なかでも住民支援に関与の深い民生委員児童委員に対して、精神障害への正しい知識の啓発に努め、心に悩みを持つ人が気軽に相談できるような相談支援を実施し、「こころの健康」増進に努めます。</p>
2-2-4 医療の充実	<p>事故による外傷や脳血管疾患の後遺症による障害の予防・軽減のため、救急患者の受け入れを行う救急医療体制の整備が求められています。</p> <p>大崎圏域の第三次救急医療機関は大崎市民病院救命救急センターであり、関係市町と連携し救急医療体制を整備していきます。</p>
2-2-5 医療費の軽減	<p>身体障害の除去又は心身の障害状態の軽減に必要な自立支援医療費（精神通院医療、更生医療及び育成医療）の支給や、重度の障害のある人が負担した医療費を町が助成する心身障害者医療費助成により、経済的な負担の軽減を図ります。</p>

第3節 障害福祉サービス・生活支援の実施

<実施方針>

- 障害のある人へのサービスの充実に向けて、サービスを必要とする人に確実に提供できるよう、様々な機会を活用して周知を図るとともに、障害の特性に応じて広く情報提供し、サービスの利用促進を図ります。
- 障害のある人に対するサービス提供基盤の充実、確保に努め、円滑な制度運営を図ります。
- 障害者総合支援法の改正により、新たな障害福祉サービス「自立生活援助」が平成30年度から開始されるなど、障害福祉サービスをはじめとした法定サービスはもとより、きめ細かなニーズに対応できる生活支援の充実に向けて柔軟に対応します。

推進する施策	施策・事業の実施概要
2-3-1 障害の認定、手帳交付の普及	<p>障害者手帳には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類があり、手帳が交付されることによって、受けられる支援もあるため、手帳制度の周知を図ります。</p> <p>町ホームページ等をよりわかりやすい内容に変更するなど、さらなる周知を図ります。</p>
2-3-2 在宅サービスの充実	<p>地域での日常生活を支えるため、障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づき、障害の特性に応じたサービスが提供されるよう事業所などとの連携をさらに強化し、必要なサービス提供量の確保とともに、提供基盤の強化・充実を図ります。</p> <p>① 訪問系サービスの実施</p> <p>在宅での生活を支える訪問系サービスとして、ホームヘルプサービスの利用が増加し、※ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者などへの在宅支援として重度訪問介護サービスも重要となっています。また、ひとり暮らしをする人や、通院介助などを必要とする人が多くなると見込まれるため、今後も、居宅サービス事業所と連携し、障害の特性に応じたサービスを提供していきます。</p> <p>※ALS（筋萎縮性側索硬化症）：脳や末梢神経からの命令を筋肉に伝える運動神経細胞が侵される病気。難病の1つに指定されています。</p> <p>② 福祉用具の支給</p> <p>障害のある人の身体機能を補うための補装具や、日常生活の営みをより円滑にするための日常生活用具を適切に支給することにより、日常</p>

	<p>生活能力の向上や社会参加の促進を図ります。</p> <p>(主な事業)：補装具費支給、日常生活用具給付等事業</p> <p>③ 在宅における医療的ケアの対応</p> <p>常に医療的ケアを必要とする重症心身障害者等には、訪問看護サービスを活用し、在宅生活を支援します。</p>
<p>2-3-3 日中活動の場の 充実</p>	<p>日中活動の場となる基盤の計画的な整備を進めるとともに、介護保険のケアマネジャーと障害福祉の相談支援専門員の連携強化、共生型サービスの充実などを図るとともに、サービス提供事業所等との連携を強化します。</p> <p>また、地域の様々な資源を活用したサービスの提供により、日中の居場所づくりを行うとともに、地域での自分らしい生活を支えています。</p> <p>①日中活動系サービスの確保・提供基盤の強化・充実</p> <p>障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づき、生活介護や自立訓練等、日中活動系サービスを利用する人の必要なサービス提供量を確保するとともに、提供基盤の強化・充実を図ります。</p> <p>②地域活動支援センターの運営</p> <p>心身の状態が回復せず、閉じこもり・引きこもりにより、社会参加に向けた訓練ができない状態の精神障害のある人などを対象に、地域活動支援センターにおいて日中活動支援や社会参加に向けた憩いの場を運営していきます。</p> <p>③介護者の支援</p> <p>障害のある人等の日中における活動の場を確保し、家族の介護負担軽減を図り介護者支援に努めます。</p> <p>(主な事業)：日中一時支援事業</p>
<p>2-3-4 居住の場の確保</p>	<p>保護者の高齢化による「親亡き後」への不安のため、居住型の障害者施設へのニーズが高い状況にあります。そのため、地域生活支援拠点等の整備とあわせて、社会福祉法人が行う居住系サービスの基盤整備を働きかけるなど、居住の場の確保に努め、障害のある人が地域で親亡き後も安心して住み続けられるよう支援します。</p> <p>また、円滑に地域移行できるよう、居住の場であるグループホームの充実を図るため、自立支援協議会等で福祉サービス事業所に建設・開設の促進を図ります。</p> <p>①地域移行の推進</p> <p>施設入所者や退院可能な精神入院患者などが、円滑に地域移行できるよう、居住の場であるグループホームの充実を図るとともに、自立訓</p>

	<p>練等の推進により、地域生活への移行を推進します。</p> <p>(主な事業)：障害者グループホーム等整備事業</p> <p>②適切な施設への入所</p> <p>障害のある人の高齢化や待機者の状況等を勘案しながら、在宅サービスの利用推進を基本としつつ、介護保険サービスによる施設への円滑な移行を支援するとともに、障害者支援施設への入所が望ましいと考えられる場合には、障害の程度やニーズに応じて適切な入所を支援します。</p>
<p>2-3-5 経済的支援の実施</p>	<p>障害のある人やその保護者を対象に、国・県・町等による各種の経済的支援を継続し、経済的な不安や負担の軽減に努めます。</p> <p>①年金・手当の給付</p> <p>障害年金、特別障害者手当、障害児福祉手当及び特別児童扶養手当により、日常生活での負担を軽減します。</p> <p>②各種税金の控除・減免</p> <p>町民税及び所得税、相続税、贈与税、消費税、自動車税等の控除・減免により、障害者手帳を受けている人や、障害のある人を扶養している人の負担の軽減を図ります。</p> <p>③医療費の負担軽減(再掲)</p> <p>自立支援医療費(精神通院・更生・育成)の支給、心身障害者医療費助成によって、医療にかかる費用の負担の軽減を図ります。</p> <p>④生活資金の貸付</p> <p>障害のある人が自立した生活を営めるよう、生活資金や福祉資金の貸付を行っていきます。</p>
<p>2-3-6 サービス利用に結びついていない人への支援</p>	<p>発達障害や高次脳機能障害のある人など、手帳を所持しているか否かに関わらず、支援を必要とする人に対し、相談支援体制を構築するとともに、障害に関する広報や啓発に努め、必要なサービスを提供します。また、難病、高次脳機能障害、発達障害等に関する知識の普及に努めるとともに、こうした障害に関する専門的知識を有する人材の育成に努めます。</p>

第3章 自分らしさを広げる社会参加の実現（基本目標3）

第1節 就労移行支援策の実施

<実施方針>

- 障害のある人に対する国や県の就労支援対策を町内の企業や関係機関に広く周知し、意欲ある障害のある人の就労移行を支援します。
- 障害のある人がそれぞれの能力や個性を發揮できるよう、事業所と連携しながら、一般就労、職場定着に向けた支援を行い、地域社会へ参加することで自らの生き方や暮らし方の選択が広がるよう努めます。また、福祉的就労の場の確保として、就労継続支援事業所の充実を図ります。

推進する施策	施策・事業の実施概要
3-1-1 就労移行支援の実施	<p>自立支援給付による就労移行支援をはじめ、国や県による支援を活用することによって、就労を通じた社会参加の機会の創出に努めます。</p> <p>①就労相談の促進 障害のある人の生活支援を含め、障害の状況や意欲・能力に応じた多様な就労の場ができるよう、関係機関と連携し対応していきます。</p> <p>②障害者雇用の理解促進 障害のある人の就労支援には、雇用する企業等の理解が不可欠であり、障害者雇用促進法に基づく制度の周知をはじめ企業等の障害に対する理解啓発を図るとともに、地域自立支援協議会などを通じた情報共有で、企業等と連携していきます。</p> <p>③就労移行支援事業等の促進 就労移行支援事業の利用促進や職業訓練を行う支援機関において、障害の特性に応じた知識・能力向上を図り、スキル習得を支援します。</p> <p>④職場適応の支援 短期間の試行雇用（トライアル雇用）、職場適応援助者（ジョブコーチ）制度を積極的に活用できるよう支援していきます。また、「就労選択支援事業」を新たに開始することで、就労先や働き方についてよりよい選択ができるよう努めます。</p>

推進する施策	施策・事業の実施概要
<p>3-1-2 福祉的就労の場の確保</p>	<p>①福祉的就労の促進 一般就労が困難な障害のある人の働く場として、引き続き福祉的就労の場の提供を支援します。</p> <p>②町、企業等からの受注 町が委託する公共施設で使用する物品や管理業務など、障害者就労施設等から受注することで就労機会の確保に努めます。また、さらなる受注拡大となるよう、福祉事業者と連携した働きかけを行います。</p>
<p>3-1-3 県及び関係機関による職能開発・雇用支援の活用（県・関係機関との連携）</p>	<p>自立支援給付・地域生活支援事業による就労移行支援に加え、国、県、公共職業安定所（ハローワーク）等と連携して、障害のある人の職域や雇用の拡大と就労支援を図ります。</p> <p>特に県及び関係機関が行う職能開発・雇用支援に関する情報の提供、活用によって、就労意欲のある人の「働くこと」による社会参加の実現を目指します。</p>

第2節 保育・教育環境の充実

<実施方針>

- 障害のある子どもが、将来に向けて自らの生き方、暮らし方を選択できるよう、一人ひとりのニーズに応じた適切な就学を支援します。
- 障害のある子どもの個性と能力を最大限伸ばしていくため、一人ひとりの特性や発達段階に応じたきめ細かな教育の実践を目指します。

推進する施策	施策・事業の実施概要
3-2-1 障害児保育	<p>集団の場において、障害のある子どもが、その特性を理解され、適切な療育を受けられるよう、保健師や専門機関との連携を図り、障害福祉サービスや各種事業の活用促進と、支援体制の強化に努めます。</p>
3-2-2 一貫した相談支援体制の整備	<p>令和4年4月には発達障害の二次支援機関である「発達障害者地域支援マネジャー」が大崎圏域に配置されました。障害のある子ども及び保護者に対し、乳幼児期から学校卒業までの子どもの発達段階に応じて、教育、福祉、医療、労働等の関係機関が一体となり、切れ目ない支援体制の整備に努めます。</p> <p>①個別の教育支援計画の作成</p> <p>障害のある子どもの一人ひとりの多様なニーズに応じた教育を展開するための計画の作成に努め、一貫した効果的な支援を行います。</p> <p>②就学支援、相談の充実</p> <p>障害のある幼児・児童・生徒の適正な就学のため、心身障害児就学指導審議会を開催するとともに、学校教育支援専門員を配置し、関係機関と連携して、保護者に適切な相談支援を行います。さらに、幼稚園児の保護者を対象とした、入学に向けた就学支援を推進していきます。</p>
3-2-3 就学前の保育、教育、療育の充実	<p>障害のある子どもも、障害のない子どもも、すべての子どもが地域で共に育つ環境を形成します。また、将来、自立して社会参加ができるよう、療育支援へ早期につなげるための体制整備を推進していきます。</p> <p>①就学前保育、教育の推進</p> <p>町立保育所、町立幼稚園においては、引き続き障害のある子どもを受け入れ、関係機関と連携しながら、教育・療育的ニーズのある子どもに適切に対応するよう努めます。</p>

	<p>②就学前療育の充実</p> <p>大崎地域広域行政事務組合が運営する「ほなみ園」は、就学前の幼児を対象に早期療育を行う療育機関として大崎圏域の市町が支援していきます。障害のある子どもが通園する保育所や幼稚園などに訪問支援員を派遣し、障害のある子どもの保育所等の利用を促進する機能を備えた療育施設の拠点として「ほなみ園」を充実していきます。</p> <p>さらに、町の健康福祉課が実施する、発達の気になる子どもとその家族を対象とした早期療育指導訓練事業の充実に努め、今後も「気になる」という段階から親の気持ちに寄り添った、きめ細やかな発達支援を行い、早期療育と子育て支援の一層の充実に努めます。</p> <p>③児童発達支援センター・放課後等デイサービス事業所との連携</p> <p>児童発達支援センターは、地域の中核的な発達支援・療育支援施設として位置付け、障害種別を問わない適切な通所支援を行うと同時に、地域の障害のある子どもやその家族への相談、障害のある子どもを預かる施設への援助・助言を行います。</p> <p>また、大崎圏域内にある放課後等デイサービス事業所との連携体制をとり、発達が気になる子どもと家族が安心して地域で暮らせる療育支援体制を確立します。</p> <p>④放課後・長期休暇時の居場所づくり</p> <p>放課後や長期休暇の間に障害のある子どもが活動できる場が限られており、今後も居場所づくりや療育支援による余暇支援の充実のため、活動の場の拡充に努め、放課後等デイサービスの質の向上を図るとともに、適正な利用促進に努めます。</p>
<p>3-2-4 学校教育の充実</p>	<p>障害のある子どもが持つ、それぞれの可能性を最大限に伸ばし、将来、自らの選択に基づき自立した生活を送ることができるよう、その基礎となる経験の機会の確保と知識の習得を支援します。また、「生きていく力」や「働く力」を育むための教育内容の充実に努めます。</p> <p>さらに、学校が豊かな人間形成の場となるよう、障害のある子どもに対する差別や偏見につながらないよう、子ども達の状況に応じたきめ細かな教育を推進します。</p> <p>①教員補助員及び特別支援教育支援員の配置</p> <p>小・中学校に教員補助員及び特別支援教育支援員を配置し、障害のある児童・生徒の生活支援、学習支援を推進します。</p>

	<p>②特別支援学級・就学支援 特別支援学級に在籍する児童・生徒の、保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費を支援します。</p> <p>③教職員研修の促進 研修の実施、参加により、特別支援教育に携わる教職員の資質向上を図ります。</p>
<p>3-2-5 学校と連携した就 労支援の強化</p>	<p>障害のある児童・生徒が学校を卒業した後、また施設を退所した後、本人の意向が尊重され、適性に応じた仕事等にスムーズに従事できるよう、障害福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援）事業所などとの連携を強化し、積極的に支援します。</p>

第3節 スポーツ・文化活動の推進

<実施方針>

- 障害のある人が外出しない、あるいはできないといった状況から地域で孤立することのないよう、スポーツ・レクリエーション、文化活動等を通じた社会参加、身近な交流機会づくりに努めます。
- 障害のある人が参加しやすいよう、移動手段や会場のバリアフリー化等に配慮したスポーツ・文化活動を推進します。

推進する施策	施策・事業の実施概要
3-3-1 スポーツ・文化活動への参加促進	<p>障害のある人のスポーツ・レクリエーション、文化活動は、社会参加のみではなく感覚訓練や機能訓練にも寄与します。さらに、生活の質（QOL）の向上を通じ、充実した生活を送るためにも必要です。</p> <p>ニュースポーツ・レクリエーション活動を含めた障害者団体のスポーツ活動への支援を継続するとともに、参加者の拡大を図り、健康増進と利用者相互の交流を促進します。</p> <p>障害のある人もない人も一緒に楽しめるスポーツの普及促進とともに、個人、通所事業所で作成した絵、書道等の作品展の開催を検討していきます。</p> <p>（主な事業）：障害者団体スポーツ及びレクリエーション教室開催等事業</p>

第4章 安全・安心して暮らせる地域づくり（基本目標4）

第1節 暮らしやすい生活基盤の整備

<実施方針>

- 物理的なバリア（障壁）を解消し、地域で暮らす障害のある人やこれから地域で暮らそうとする障害のある人の生活環境や利便性の向上に努めるなど、「暮らしやすさ」を実感できる取組を進めます。
- 障害のある人が、社会で自らより良い暮らしを追求できるよう、社会に適応し自立する能力を育成・支援する地域社会の形成に取り組みます。

推進する施策	施策・事業の実施概要
4-1-1 住環境の整備	<p>肢体や体幹機能に重度の障害のある人が日常生活を営むうえで段差などにより生活に支障がある場合、住環境の改善を図る住宅改修費の支援や移動・移乗支援用具（工事不要の手すりやスロープなど）の給付を行います。</p> <p>また、関係機関やサービス提供事業所等と協力し、グループホーム等の地域で居住する場が確保されるよう取り組みます。</p> <p>（主な事業）：日常生活用具給付等事業（住宅改修費、移動・移乗支援用具）</p>
4-1-2 障害のある人の意思や状態に配慮した地域移行の推進	<p>現在施設等で暮らす障害のある人が地域での暮らしを望むときに、本人の意思や状態に配慮した円滑な地域移行を推進します。</p>
4-1-3 事業者及び関係機関等と連携した地域移行の推進	<p>障害のある人の地域での暮らしを継続的に支援できるよう、地域自立支援協議会、事業者や関係機関等と連携した地域移行を推進します。</p>
4-1-4 公共施設等のバリアフリー化	<p>公共施設の建築や改修、町道整備等を行う場合には、歩道の段差解消など障害のある人に配慮した環境整備を進めます。</p>
4-1-5 移動手段の確保	<p>移動が困難な障害のある人の行動範囲を広げられるよう、公共交通を含めた様々な移動支援によって、障害のある人の社会参加の促進に努めます。</p> <p>また、交通事業者等における障害者に対する適切な対応の確保に向けた、接遇ガイドライン等の普及・啓発を図ります。</p>

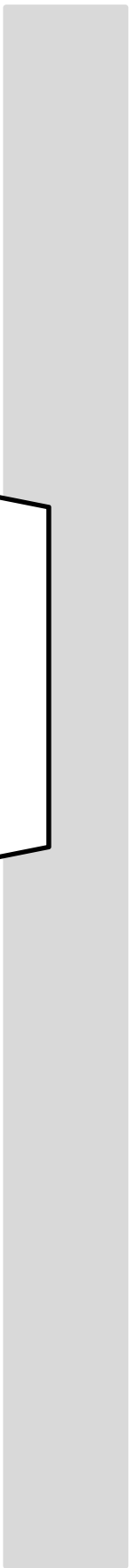
	<p>①住民バス及びデマンドタクシーの運行 住民バスは、大崎市民病院をはじめ町立南郷病院、公共施設へ運行されており、医療機会の確保などに結びついています。また、障害のある人と介助者の運賃を無料にして、負担軽減を図ります。</p> <p>②ガイドヘルパーの派遣 視覚障害のある人を対象に、同行援護、移動支援事業によるガイドヘルパーを派遣し、移動の介助を行います。</p> <p>③自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成 自動車運転免許取得のための支援、身体障害のある人向けに、自動車改造のための支援を行うことで、通勤等の手段の確保につなげます。 (主な事業)：自動車運転免許取得費等助成事業、身体障害者用自動車改造費助成事業</p> <p>④福祉タクシー タクシーの利用料金の一部を助成し、重度の障害のある人の移動手段の確保、社会参加を促進します。 なお、重度の身体障害のある人の場合は、小型タクシーへの乗降が困難のため、引き続き福祉有償運送を見据えた移送サービスについて検討します。 (主な事業)：福祉タクシー利用助成事業</p>
--	--

第2節 安全・安心な福祉のまちづくり

<実施方針>

- 様々な危険や不安から障害のある人を守るよう、地域の安全対策を推進します。
- 東日本大震災をはじめ、近年の自然災害での経験を踏まえ、災害や万が一の緊急時への備えとともに、障害の有無に関わらず安全・安心な暮らしができるよう、生活環境を整備します。

推進する施策	施策・事業の実施概要
<p>4-2-1 地域の安心・安全体制づくり</p>	<p>緊急事態に迅速な対応ができる体制を整備し、災害時に支援が必要な「要配慮者」の安全を地域で守るため、日頃から地域住民間の交流の必要性を周知し、関係機関や地域の団体と連携を図ります。</p> <p>また、避難行動要支援者の把握に努め、日常の延長線上で支援ができるよう、避難誘導、福祉避難所などのあり方、地域としての支援体制の整備を検討します。障害者手帳交付時等に避難行動要支援者名簿の紹介と対象者の把握に努めるとともに、特別な配慮が必要な医療的ケア児者についても、個別の状況に配慮した避難計画を作成します。</p> <p>①避難行動要支援体制の整備</p> <p>障害のある人や高齢者などが、災害時に避難誘導や安否確認などの支援を地域で受けられるよう、避難行動要支援体制の確立に努めます。</p> <p>②福祉避難所の確保</p> <p>障害のある人向けの福祉避難所として町内3施設を指定しています。災害時の支援ニーズを踏まえ、高齢者施設の福祉避難所とともに定期的な会議を実施し、災害時の支援、備蓄等の確認を継続します。</p>
<p>4-2-2 生活安全意識の啓発</p>	<p>障害のある人が安心・安全に暮らせる地域社会の実現のために、各種関連団体等との連携による定期的な情報提供を通じて、安全な暮らしに必要な知識の普及・啓発に取り組みます。</p>



第3編

障害福祉計画・

障害児福祉計画

第1章 基本的事項

本計画は、国の基本指針に即し、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業、障害児通所支援及び障害児相談支援等の円滑な実施と提供体制を確保するために、種類ごとの必要な見込量やその確保のための方策を定める実施計画となります。

基本理念は、第4期美里町障害者計画の基本理念である「障害のある人もない人も、一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり」を共有し、障害のある人の自己決定の尊重と意思決定を支援することにより、障害種別によらない一元的な障害福祉サービスを実施し、障害のある人もない人も社会の対等な構成員として地域共生社会の実現を目指していきます。

また、障害者等の地域生活を支援するサービス基盤整備等に係る令和8年度末の数値目標を設定するとともに、必要とされる障害福祉サービス等の提供体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的としています。

障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第6項の規定により、障害福祉計画と一体的に作成します。

本計画の基本理念及びサービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方については、国の基本指針等と整合性を図り、次のとおりとします。

1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

自ら意思を決定することに困難を抱える障害者などが日常生活や社会生活に関して、自ら意思決定ができるように支援し、障害の有無によって分け隔てられることなく、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

2 本町を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害者手帳所持者のみならず、難病患者、障害のある子ども等が身近な地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、サービスの充実に努めます。

また、難病患者等についても法に基づく給付の対象になっている旨の周知を図っていきます。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立と社会参加を支援する観点から、入院や入所からの地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障害者などの生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を進めます。

4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りに取り組むとともに、本町の社会資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制を構築します。

5 障害児の健やかな育成のための発達支援

質の高い障害児通所支援・障害児相談支援の充実を図るため、地域支援体制の構築を進めるとともに、障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育などの支援を受けられるようにしていくことで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が成長できるよう地域参加や包容（インクルージョン）を推進していきます。また、子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

6 障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービスなどを提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、人材の確保と定着を図ることが重要です。そのために、専門性を高める研修の実施や多職種の連携について、さらなる強化を図ります。

7 障害者の社会参加を支える取組

障害者が文化芸術を楽しみ、創造や発表などの多様な活動に参加する機会の確保などを通じて個性や能力などを発揮することにより、障害者の地域における社会参加の促進を図ります。また、読書を通じて文字・活字文化の恵みを受

けることができるよう、視覚障害者等の読書環境の整備に取り組んでいきます。

さらに、障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通に関しては、関係部署と連携を図りつつ、障害特性に配慮した支援及び支援者の養成を推進します。

第2章 障害福祉計画

第1節 第6期障害福祉計画の進捗

本町では、国が示す基本指針等に即し、成果目標を設定し、障害のある人の状況と意向、地域の受入体制などの状況を踏まえたうえで、サービス事業所や各種支援機関などと連携しながら、地域移行や一般就労への移行に向けて、次のとおり取組を進めました。

1 施設入所者の地域生活への移行

■国が示す基本的な考え方	
○令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行（前回計画の未達成割合を加えた割合以上を目標値とする。）	
○令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減	

項目	数値	備考
令和元年度末時点の入所者数 (A)	27人	
令和5年度末の施設入所者数 (B)	26人	
削減見込 (A-B)	【目標値】 0人	・差引減少見込数
	【実績値】 1人	
地域生活移行者数	【目標値】 3人	・施設入所からグループホームなどへ移行した人の数
	【実績値】 1人	

[第6期計画での取組]

- 地域生活への移行者の状況を確認し、必要な支援や移行にむけて取組を進めてきた結果、施設入所者数は、令和5年度末見込みでは26人となり、目標値を上回る削減が見込まれていますが、地域生活移行者数については、令和5年度末見込みでは1人となっており、目標値を下回ります。
- 活動指標である共同生活援助、就労移行支援の利用者数は増加しており、概ね計画値どおりの推移となっていますが、施設入所支援の利用者数は横ばい状態となっており、地域生活への移行にはつながっていない状況です。（利用

状況の推移は P. 87 を参照) 地域移行支援・地域定着支援の利用者は 0 人となっており、施設整備及び利用促進が求められます。

- 施設入所者の地域生活への移行を推進するため、引き続き「施設での生活」から「地域での生活」へ本人の自己決定を尊重し、その家族など関係機関の理解や支援なども得ながら、移行ニーズや求められる支援などの把握と分析を進めます。
- 相談支援機能の充実、体験の機会・場づくりに努めるとともに、地域自立支援協議会をはじめとする関係機関とのネットワークの強化を図り、地域での生活を支援していきます。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進するため、包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を計画的に行っていくよう、大崎圏域の保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設定
- ・協議の場について、次のとおり目標を設定

項 目	数 値	
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	【目標値】 年 1 回	【実績値】 年 0 回
保健・医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	【目標値】 10 人	【実績値】 0 人
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	【目標値】 年 1 回	【実績値】 年 0 回

[第 6 期計画での取組]

- 目標としている精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すための保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置については、大崎圏域の 1 市 4 町で構成している、大崎地域障害者自立支援ネットワーク会議の中で、検討するなどの取組を進めていますが、設置にはいたっていません。
- 精神障害者が地域で、充実した生活を送ることができるよう、県が実施する大崎圏域の精神障害者地域支援会議での検討を進めるとともに、大崎地域障害者自立支援ネットワーク会議の中で協議していきます。

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

■国が示す基本的な考え方 ○令和5年度末までに、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備 ○地域生活支援拠点等の機能充実のため、年1回以上の運用状況を検証、検討すること	
---	--

項目	数値	
地域生活支援拠点等の整備	【目標値】 町内に1か所	【実績値】 町内に1か所
地域生活支援拠点等の充実に向けた検証・検討	【目標値】 年1回	【実績値】 年2回

[第6期計画での取組]

- 地域生活支援拠点等の整備について、本町では、地域において機能を分担する「面的整備」によって進めてきました。
- 障害者グループホームなどの整備事業として町が経費の一部を補助し、平成31年4月1日、社会福祉法人みんなの輪が青生地区に開設した「グループホームいちご」は、短期入所の併設があり緊急時の受入れ対応が可能な施設として機能しています。
- 令和4年度、地域自立支援協議会の地域生活支援拠点整備委員会では、地域生活支援拠点の事業状況確認と緊急時受け入れ対象者の検討を行いました。また、地域生活支援拠点等に必要な地域の体制づくりのため、民生委員児童委員を対象に「障害をお持ちの方への地域で出来るアプローチ」をテーマに研修会を開催し、地域支援者の気づく力や支援力の向上を図る取組を進めました。
- 今後も、拠点等に関与するすべての機関、人材の有機的な結びつきの強化に向けた取組を継続していきます。

4 福祉施設から一般就労への移行等

① 一般就労への移行

■国が示す基本的な考え方 ○就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行、就労継続（A型・B型））を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者を令和元年度の移行実績の1.27倍以上 ○就労移行支援事業：1.30倍以上 ○就労継続支援A型事業：概ね1.26倍以上 ○就労継続支援B型事業：概ね1.23倍以上	
--	--

[第6期計画での取組]

項 目	数 値	
令和5年度年間の一般就労移行者数	【目標値】 12人	【実績値】 3人
令和5年度年間の就労移行支援事業の一般就労移行者数	【目標値】 7人	【実績値】 2人
令和5年度年間の就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	【目標値】 2人	【実績値】 1人
令和5年度年間の就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	【目標値】 3人	【実績値】 0人

② 一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数

■国が示す基本的な考え方

○令和5年度における就労移行支援事業などを通じて一般就労に移行する人のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本

[第6期計画での取組]

項 目	数 値	
令和5年度の就労移行支援を通じて一般就労に移行する人の就労定着支援事業の利用者数	【目標値】 8人	【実績値】 0人

5 相談支援体制の充実・強化等

■国が示す基本的な考え方

○相談支援体制の充実・強化を推進するため、令和5年度末までに、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援に取り組むとともに、地域の相談支援事業者に対する訪問などによる専門的な指導・助言、人材育成に係る支援の実施、連携強化に取り組むこと

[第6期計画での取組]

○ 基幹相談支援センターを中心に、町内の相談支援事業所の初回訪問時等に同行し専門的な指導・助言を行ったこと、人材育成のための支援としてOJT受入れや相談支援専門員からの相談への対応、町内の相談事業者との事例検討や情報交換等を行ったことにより、相談支援の連携が図られています。今後も地域の相談支援事業者との連携関係を強化し、相談支援体制の充実を図ります。

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■国が示す基本的な考え方

- 障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要な障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築すること

[第6期計画での取組]

- 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修へ職員が参加することで得た知識を基に、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析及び活用を行い、障害福祉サービス等の質を向上させるため、サービス事業者との情報共有に取り組みました。

7 発達障害者等に対する支援

■国が示す基本的な考え方

- 保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要

[第6期計画での取組]

- 町が実施している早期療育指導訓練事業において、集団遊びや日常生活動作の支援を通して子どもの発達を促すことができ、専門職（心理職）による発達検査及び助言を行うことで、保護者の不安解消、親子の情緒安定が図られるように支援に努めました。
- 令和4年度は、事業の参加登録者を対象にペアレントプログラムを実施し、保護者が普段の育児を振り返り、助言を受けながら、子どもの発達特性に合わせた具体的な対応方法を検討することができました。今後も障害児保護者向け研修会や早期療育指導訓練事業を継続するとともに、大崎圏域や県と連携を図りながら体制整備に努めます。

第2節 第7期障害福祉計画における成果目標の設定

国の基本指針等に基づき、令和8年度末における成果目標について直近の状況等を踏まえて次のとおり設定します。

さらに、相談支援体制の充実・強化等、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関し、新たに成果目標を設定するとともに、関係機関等と連携しながら整備を行っていきます。

1 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、基準となる時点を令和4年度末時点とし、これまでの実績、障害のある人の高齢化・重度化の状況等、地域の実情を踏まえて、令和8年度末における成果目標を次のとおり設定しています。本町においても、この基本指針に準じて目標を設定し取り組みます。

■国の基本指針に定める目標値

- ・令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。
- ・令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

項目	数値	備考
令和4年度末時点の入所者数 (A)	25人	本町で支給決定を受け、障害者施設に入所している人の数
目標年度入所者数 (B)	24人	令和8年度末時点の施設入所者数
【目標値】 ・入所者数削減見込 (C = A - B) ・削減率 (C / A × 100)	1人 5%	入所者数に係る差引削減見込数
【目標値】 ・地域生活移行者数 (D) ・地域移行率 (D / A × 100)	3人 12%	施設入所からグループホーム等へ移行する者の数

2 地域生活支援の充実

障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。

また、強度行動障害の方に関しては、各関連施設や事業所と連携し、支援ニーズを把握し支援体制の整備・充実を図ります。

①地域生活支援の充実

■国の基本指針に定める目標値

令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。

また、年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討する。

項目	数値
目標年度末時点の地域生活支援拠点	1箇所
目標年度末時点のコーディネーターの配置人数	1人
年1回以上の検証及び検討の実施	令和6年度1回 令和7年度1回 令和8年度1回

②強度行動障害を有する者への支援体制の充実

■国の基本指針に定める目標値

令和8年度までに、各市町村又は圏域において、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

項目	有無
目標年度末時点での支援体制の有無	有

3 福祉施設から一般就労への移行等

公共職業安定所（ハローワーク）、県及び関係機関と連携を図りながら、企業などへ働きかけ、一般就労や雇用支援策の理解促進に努めるとともに、障害の多様性や高齢化といった現在のサービス利用者の状況や雇用環境を踏まえ、サービス提供事業所等とともに、就労移行支援事業などの利用を促進し、本町の現況に即した一般就労への移行及び職場定着を進めます。

①福祉施設から一般就労への移行

■国の基本指針に定める目標値

就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者を令和3年度の移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。以下については、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

- ・就労移行支援事業：1.31倍以上

さらに、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

- ・就労継続支援A型事業：概ね1.29倍以上
- ・就労継続支援B型事業：概ね1.28倍以上

項目	数値	備考
令和3年度の一般就労移行者数合計（A）	2人	令和3年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の合計数
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数（B） 目標値 = B / A	4人 2倍	令和8年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の合計数

(就労移行支援事業)

令和3年度の一般就労移行者数 (A)	1人	令和3年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数 (B) 目標値 = B / A	2人 2倍	令和8年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて一般就労する者の数
令和4年度末の実績 (C)	0箇所	直近の年度末における就労移行支援事業所の数
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の数 (D) 目標値 = D / C	0箇所 0%	令和8年度において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が5割以上の事業所の数

(就労継続支援A型事業)

令和3年度の一般就労移行者数 (A)	1人	令和3年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数 (B) 目標値 = B / A	2人 2倍	令和8年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて一般就労する者の数

(就労継続支援B型事業)

令和3年度の一般就労移行者数 (A)	0人	令和3年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数 (B) 目標値 = B / A	0人 0倍	令和8年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて一般就労する者の数

②雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築

■国の基本指針に定める目標値

令和8年度末までに、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。

地域自立支援協議会の就労支援委員会を活用し、就労支援ネットワークの体制づくりを推進するなど関係機関との情報連携に取り組みます。

③就労定着支援事業の利用者数

■国の基本指針に定める目標値

令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

項目	数値	備考
令和3年度利用者数 (A)	3人	令和3年度における就労定着支援事業等の利用者の数
【目標値】 令和8年度末の利用者数 (B) 目標値 = B / A	4人	令和8年度における就労定着支援事業等の利用者の数

④就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合

■国の基本指針に定める目標値

令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

※「就労定着率」の定義：

過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

項目	数値	備考
令和4年度の就労定着支援事業所の数 (A)	1箇所	直近の年度末における就労定着支援事業所の数
【目標値】 目標年度の就労定着率7割以上の事業所の数 (B) 目標値 = B / A	1箇所 100%	令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の数

4 相談支援体制の充実・強化等

相談支援事業所において専門的な人材を配置し、地域の相談支援体制の強化、総合的・専門的な相談支援体制の整備に努めるとともに、定期的に相談支援事業所の協議会を開催し、相談支援体制の充実・強化、地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を実施する体制の強化を図ります。

■国の基本指針に定める目標値

令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を整備する。また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

項目	数値	備考
目標年度末時点での基幹相談支援センターの設置	1箇所	
目標年度末時点での地域の相談支援体制の強化を図る体制の有無	有	

5 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等に係る各種研修については、本町担当職員が研修に参加し障害福祉サービスの質の向上に努めます。障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果について自立支援協議会を活用し、障害福祉サービス等の質を向上させるため、サービス事業者との情報共有に取り組みます。

■国の基本指針に定める目標値

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

項目	有無
目標年度末時点での障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の有無	有

第3節 障害福祉サービスの利用状況と見込量設定の考え方

1 訪問系サービス（1か月当たりの利用見込み）

[サービス概要]

事業名	内容
居宅介護	自宅を訪問して、入浴、排泄、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害があり、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障害で移動に困難を有する障害のある人などを対象に、外出時に同行し、移動時及びそれに伴う外出先の支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

[第6期のサービスの利用状況]

- 訪問系サービスについては、令和5年度現在、町内2事業所のほか、大崎圏域内外のサービス提供事業所より、提供されています。
- 利用されているサービスは居宅介護と同行援護であり、第6期においては、利用人数は横ばいの推移にありますが、利用時間数については、減少している状況で、計画値に対し6～9割の利用となっています。
- 1人当たり利用量は、各年でばらつきがあり、令和5年度における1か月の平均利用時間は、1人当たり8.5時間/月となっています。

項目	単位	第6期			第7期		
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
居宅介護	利用人数(実人/月)	21	23	20	22	23	24
	利用時間数(時間分/月)	202	186	170	187	196	204
1人当たり見込み利用量	時間/月	9.62	8.09	8.5	8.5	8.5	8.5

項 目	単 位	第6期			第7期		
		令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
重度訪問介護	利用人数 (実人/月)	0	0	0	0	0	0
	利用時間数 (時間分/月)	0	0	0	0	0	0
1人当たり見込み利用量	時間/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	利用人数 (実人/月)	4	2	0	2	3	4
	利用時間数 (時間分/月)	36	13	0	13	20	26
1人当たり見込み利用量	時間/月	9.0	6.5	0	6.5	6.5	6.5
行動援護	利用人数 (実人/月)	0	0	0	0	0	0
	利用時間数 (時間分/月)	0	0	0	0	0	0
1人当たり見込み利用量	時間/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	利用人数 (実人/月)	0	0	0	0	0	0
	利用時間数 (時間分/月)	0	0	0	0	0	0
1人当たり見込み利用量	時間/月	0	0	0	0	0	0

※第6期の利用実績について、令和3年度～令和4年度は3月末、令和5年度は8月末現在。以下すべて同様

[第7期見込量の設定の考え方]

- 利用人数の見込みは、第6期の推移を踏まえ、居宅介護は、令和6年度22人、以降各年度1人増を見込みます。同行援護は、令和6年度2人、以降各年度1人増を見込みます。
- 利用時間数の見込みは、利用人数に1人当たり見込み利用量（居宅介護 8.5時間/月、同行援護 6.5時間/月）を掛けて算定します。

[見込量確保の方策]

- 現状では計画期間における見込量の確保は可能と考えられますが、引き続き、既存事業所でのサービス提供状況を確認し、見込量を確保します。
- 訪問系サービスは、在宅での自立した生活を支えるためのサービスであり、多様なニーズが想定される一方、こうした多様性が十分な利用に結びついていないことも考えられます。そのため、障害特性を理解できるヘルパーの育成など、関係機関と連携しサービスの質の向上に努めながら、利用促進を図ります。

2 日中活動系サービス（1か月当たりの利用見込み）

① 生活介護

[サービス概要]

事業名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

[第6期のサービスの利用状況]

- 生活介護サービスは、令和5年度現在、町内3事業所のほか、大崎圏域内外のサービス提供事業所より、提供されています。
- 利用人数、利用日数ともに、概ね増加推移で、1人当たりの利用量は20.29人日/月となっています。
- 実績と計画値との比較では、利用人数、利用日数ともに計画値を上回る推移となっています。

項目	単位	第6期			第7期		
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
生活介護	計画値	76	77	78			
	実績	76	84	81			
	計画値	1,573	1,594	1,615			
	実績	1,548	1,652	1,644			
1人あたり見込み利用量	人日/月	20.36	19.66	20.29			
生活介護	利用人数(実人/月)				85	86	87
	利用日数(人日分/月)				1,725	1,745	1,765
うち、重度障害者	利用人数(実人/月)				3	3	3
	利用日数(人日分/月)				61	61	61

[第7期見込量の設定の考え方]

- 利用人数の見込みについては、第6期の推移と特別支援学校に在学している障害児の卒業後のサービス利用を見込み、令和6年度85人、以降各年度1人増として算定します。うち、重度障害者は令和6年度3人、以降同数とします。
- 利用日数の見込みについては、各年度に見込まれる利用人数に1人あたり見込み利用量（20.29人日/月）を掛けて算定します。

[見込量確保の方策]

- 計画期間のサービス提供基盤として、見込量を十分確保できるよう、町内及び大崎圏域内の市町との広域的な調整を行い、引き続きサービス基盤の確保を図ります。
- 今後も日中活動の場を確保し充実を図るために、サービス提供事業所と連携し、利用者のニーズに対応した質の高いサービスが提供できるよう体制の整備と充実を図ります。

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

[サービス概要]

事業名	内 容
自立訓練 （機能訓練）	身体障害を有する者が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 （生活訓練）	知的障害または精神障害を有する者が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
宿泊型自立訓練	自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、地域生活を営むうえで一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者で、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している人に対して、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供し帰宅後における生活能力の維持・向上などのための訓練その他の支援を行います。

[第6期のサービスの利用状況]

（機能訓練）

- 令和5年度現在、町内及び大崎圏域に事業所はなく、利用もない状況です。

（生活訓練）

- 令和5年度現在、町内に事業所はなく、大崎圏域内外のサービス提供事業所より提供されますが、利用はない状況です。

項 目	単 位	第6期			第7期		
		令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
自立訓練 （機能訓練）	計画値	利用人数	0	0	0	0	0
	実績	(実人/月)	0	0	0		
	計画値	利用日数	0	0	0	0	0
	実績	(人日分/月)	0	0	0		
1人あたり見込み利用量	人日/月	0.0	0.0	0.0	0	0	0

項 目		単 位	第6期			第7期		
			令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
自 立 訓 練 (生活訓練)	計画値	利用人数 (実人/月)	2	2	2	2 ² (2)	2 ² (2)	2 ² (2)
	実績		0	0	0			
	計画値	利用日数 (人日分/月)	40	40	40	40	40	40
	実績		0	0	0			
1人当たり見込み利用量		人日/月	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0

※第7期の（ ）内の数字は、精神障害者の人数の内訳となります。

〔 第7期見込量の設定の考え方 〕

- 直近の利用があった第5期の推移を踏まえ、第6期と同様に見込みます。

〔 見込量確保の方策 〕

- 計画期間のサービス提供基盤として、見込量を十分確保できるよう、町内及び大崎圏域内外の市町との広域的な調整を行い、引き続きサービス基盤の確保を図ります。

③ 就労選択支援

〔 サービス概要 〕

事 業 名	内 容
就 労 選 択 支 援	障害を持つ人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービスです。

項 目		単 位	第6期			第7期		
			令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
就 労 選 択 支 援		利用人数 (実人/月)	-	-	-	-	1	1

〔 第7期見込量の設定の考え方 〕

- 令和7年度からの新たなサービスであり、今後、適切な一般就労や就労系の障害福祉サービスにつなげる支援を見込みます。

④ 就労移行支援

[サービス概要]

事業名	内 容
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

[第6期のサービスの利用状況]

- 令和5年度現在、町内に事業所はなく、大崎圏域内外のサービス提供事業所より、提供されています。
- 利用状況は、第6期以降、利用人数、利用日数ともに増加推移となっており、1人当たりの利用量は微増している状況であり、令和5年度における1か月の利用日数は、1人当たり18.9人日/月となっています。

項 目	単 位	第6期			第7期			
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	
就労移行支援	計画値	利用人数	6	6	6	7	7	7
	実績	(実人/月)	3	7	7			
	計画値	利用日数	100	100	100	132	132	132
	実績	(人日分/月)	50	127	132			
1人当たり見込み利用量		人日/月	16.7	18.1	18.9	18.9	18.9	18.9

[第7期見込量の設定の考え方]

- 利用人数の見込みについては、第6期の推移を踏まえ、令和6年度7人、以降は同数とします。
- 利用日数の見込みについては、各年度に見込まれる利用人数に1人当たり見込み利用量（18.9人日/月）を掛けて算定します。

[見込量確保の方策]

- 計画期間のサービス提供基盤として、見込量を十分確保できるよう、町内及び大崎圏域の市町との広域的な調整を行い、引き続きサービス基盤の確保を図ります。
- 本サービスは就労を通じて障害のある人の自立を図っていくためにも、利用促進を図る必要があるため、町内及び大崎圏域にある事業所に広く周知するとともに、関係機関や相談支援などと連携し、一般就労への移行を支援します。

⑤ 就労継続支援（A型・B型）

[サービス概要]

事業名	内 容
就労継続支援（A型）	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 A型は事業者との雇用契約があるサービス（最低賃金を保障）です。
就労継続支援（B型）	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 B型は雇用契約がないサービスで、雇用契約を結んでの就業が困難な方が対象です。

[第6期のサービスの利用状況]

（就労継続支援A型）

- 令和5年度現在、町内2事業所のほか、大崎圏域内外のサービス提供事業所より、提供されています。
- 利用状況は、第6期以降、利用人数、利用日数ともに増加しており、計画値を上回る推移となっています。
- 1人当たりの利用量は、各年度で増減がみられ、令和5年度における1か月の利用日数は、1人当たり20.3人日/月となっています。

（就労継続支援B型）

- 令和5年度現在、町内4事業所のほか、大崎圏域内外のサービス提供事業所より、提供されています。
- 利用状況は、第6期以降、利用人数、利用日数ともに増加していますが、実績と計画値を比較すると、ともに計画値を下回る推移となっています。
- 1人当たりの利用量は、各年度で増減がみられ、令和5年度における1か月の利用日数は、1人当たり18.1人日/月となっています。

項 目	単 位	第6期			第7期			
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	
就労継続支援 (A型)	計画値	利用人数	20	20	20	28	28	28
	実績	(実人/月)	24	28	26			
	計画値	利用日数	420	420	420	568	568	568
	実績	(人日分/月)	486	599	527			
1人当たり見込み利用量	人日/月	20.3	21.4	20.3	20.3	20.3	20.3	

項 目	単 位	第6期			第7期			
		令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	
就 労 継 続 支 援 (B型)	計画値	利用人数	75	78	81	82	82	82
	実績	(実人/月)	72	74	79			
	計画値	利用日数	1,448	1,505	1,563	1,484	1,484	1,484
	実績	(人日分/月)	1,410	1,401	1,433			
1人当たり見込み利用量		人日/月	19.6	18.9	18.1	18.1	18.1	18.1

〔 第7期見込量の設定の考え方 〕

- 利用人数の見込みについては、第6期の推移を踏まえ、就労継続支援（A型）は、令和6年度28人、以降、同数を見込みます。就労継続支援（B型）は、令和6年度82人、以降、同数を見込みます。
- 利用日数の見込みについては、各年度に見込まれる利用人数に1人当たり見込み利用量（A型20.3人日/月、B型18.1人日/月）を掛けて算定します。

〔 見込量確保の方策 〕

- 計画期間のサービス提供基盤として、見込量を十分確保できるよう、町内及び大崎圏域内の市町との広域的な調整を行い、引き続きサービス基盤の確保を図ります。
- 就労継続支援は、障害特性の多様化、利用者の高齢化に伴い、雇用環境とともに、ニーズも多様化しています。そのため、作業などを選択して事業所を選ぶよう、機会の充実に努めます。

⑥ 就労定着支援

〔 サービス概要 〕

事 業 名	内 容
就 労 定 着 支 援	一般就労した障害者が、職場に定着できるよう、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援を一定の期間にわたり行います。

〔 第6期のサービスの利用状況 〕

- 令和5年度現在、町内1事業所のほか、大崎圏域内外の事業所よりサービスが提供されています。
- 利用状況は、計画期間における利用人数は少なく、計画値を下回る推移となっています。

項 目	単 位	第6期			第7期		
		令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
就 労 定 着 支 援	計画値	6	8	10	2	3	4
	実 績	0	2	1			

〔 第7期見込量の設定の考え方 〕

- 利用人数の見込みについては、第6期の推移を踏まえて、令和6年度を2人、以降各年度1人増とします。

〔 見込量確保の方策 〕

- 就労移行支援、就労継続支援（A・B型）のサービス提供事業所と連携し、サービスの利用状況、一般就労へ移行する人を把握し、適切なサービス利用につなげるとともに、町内及び大崎圏域内のサービス提供事業所とともに、必要な提供基盤の確保に努めます。

⑦ 療養介護

〔 サービス概要 〕

事 業 名	内 容
療 養 介 護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

〔 第6期のサービスの利用状況 〕

- 令和5年度現在、町内に事業所はなく、大崎圏域外のサービス提供事業所より提供されています。
- 利用状況は、平成30年度以降6人で推移しており、計画期間における利用人数は、計画値どおりの推移となっています。

項 目	単 位	第6期			第7期		
		令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
療 養 介 護	計画値	6	6	6	6	6	6
	実 績	6	6	6			

〔 第7期見込量の設定の考え方 〕

- 第6期の推移を踏まえ見込んでいます。

[見込量確保の方策]

- 計画期間のサービス提供基盤として、見込量を十分確保できるよう、町内及び大崎圏域内の市町との広域的な調整を行い、引き続きサービス基盤の確保を図ります。
- 療養介護は、18歳以上の重症心身障害児入所者が対象者となることや利用者の高齢化に伴い、今後常時介護を必要とする人が増える可能性があるため、引き続き見込量の確保に努めます。

⑧ 短期入所

[サービス概要]

事業名	内容
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排泄、食事の介護などを行います。

[第6期のサービスの利用状況]

- 令和5年度現在、町内2事業所のほか、大崎圏域内外のサービス提供事業所より、提供されています。
- 第6期における利用人数、利用日数は概ね計画値どおりの推移となっていますが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の流行を受けて減少傾向となっています。医療型短期入所については、現在利用はない状況です。
- 短期入所については、緊急時の対応や、介護者が休養をとる際のレスパイトとしての機能も有していることから、必要と思われる量の確保に引き続き務めていくことが望まれます。

項 目		単 位	第6期			第7期		
			令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
短 期 入 所 (福祉型)	計画値	利用人数 (実人/月)	17	18	19			
	実績		13	30	23			
	計画値	利用日数 (人日分/月)	105	112	118			
	実績		63	134	164			
1人当たり見込み利用量		人日/月	4.8	4.5	7.1			
短 期 入 所 (福祉型)		利用人数 (実人/月)				28	28	28
		利用日数 (人日分/月)				199	199	199
うち、重度障害者		利用人数 (実人/月)				6	6	6
		利用日数 (人日分/月)				43	43	43
短 期 入 所 (医療型)	計画値	利用人数 (実人/月)	1	1	1			
	実績		0	0	0			
	計画値	利用日数 (人日分/月)	4	4	4			
	実績		0	0	0			
1人当たり見込み利用量		人日/月	0	0	0			
短 期 入 所 (医療型)		利用人数 (実人/月)				1	1	1
		利用日数 (人日分/月)				4	4	4
うち、重度障害者		利用人数 (実人/月)				1	1	1
		利用日数 (人日分/月)				4	4	4

〔 第7期見込量の設定の考え方 〕

- 利用人数の見込みについては、第6期の推移を踏まえ、福祉型は令和6年度28人、以降各年度同数とします。うち、重度障害者は令和6年度6人、以降同数とします。医療型は重度障害者を各年度1人見込みます。
- 利用日数の見込みについては、各年度に見込まれる利用人数に1人当たり見込み利用量（福祉型：7.1人日/月、医療型：4.0人日/月）を掛けて算定します。

〔 見込量確保の方策 〕

- 親の高齢化に伴い、利用者数、利用日数ともに増加が見込まれることから、新規事業者の参入を含めて、引き続きサービス基盤の確保を図ります。

- 地域生活支援拠点が有する機能の充実と、緊急時における障害者の受け入れなどを円滑に行うことができるように、地域の事業所との連絡体制の構築を図っていきます。

3 居住系サービス（1か月当たりの利用見込み）

① 共同生活援助

[サービス概要]

事業名	内 容
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。

[第6期のサービスの利用状況]

- 令和5年度現在、町内2事業所のほか、大崎圏域内外の事業所よりサービス提供されています。
- 利用状況は、第6期以降、利用者が増加しており、計画値を上回った推移となっています。

項 目	単 位	第6期			第7期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
共同生活援助	計画値	39 (14)	40 (14)	45 (16)			
	実績	41 (14)	46 (16)	47 (16)			
共同生活援助	利用人数 (実人/月)				48 (17)	49 (18)	50 (19)
うち、重度障害者	利用人数 (実人/月)				1 (0)	1 (0)	1 (0)

※（ ）内の数字は、精神障害者の人数の内訳。

[第7期見込量の設定の考え方]

- 第6期の推移を踏まえ、令和6年度48人とし、以降各年度1人増を見込みます。うち、重度障害者は令和6年度1人、以降同数とします。

[見込量確保の方策]

- 住まいの確保は、地域での自立した生活を目指すうえで重要な取組です。
- グループホームの需要は高く、現在の事業所数でも常に空きがある状況ではないことから、新たな事業所の開設が望まれています。国の基本方針に基づき、

地域への移行可能な利用者については、積極的に整備が図られるよう、既存事業所などへ働きかけるとともに、新規の事業者の参入を推進します。

② 施設入所支援

[サービス概要]

事業名	内容
施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日の入浴、排泄、食事の介護など日常生活の支援を行います。

[第6期のサービスの利用状況]

- 令和5年度現在、町内に事業所はなく、大崎圏域内外のサービス提供事業所より、提供されています。
- 利用状況は、第6期における利用者数は横ばい状態となっています。

項目	単位	第6期			第7期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
施設入所支援	計画値	27	27	27	27	27	27
	実績	26	25	25			

[第7期見込量の設定の考え方]

- 入所者及び家族の高齢化など、退所は困難と考えられるほか、介護者の高齢化により施設入所を希望する人もいるため、第6期と同様に見込みます。

[見込量確保の方策]

- 施設入所支援については、入所者の意向に配慮しつつ、計画期間の目標を視野に入れながら、地域への移行を推進します。
- グループホームでの対応が困難な方など、真に施設を必要とする方に対し、適切なサービスが提供されるようにサービス提供事業所と連携を図ります。

③ 自立生活援助

[サービス概要]

事業名	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホームなどからひとり暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応を行います。また、障害者の理解力、生活力などを補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

[第6期のサービスの利用状況]

- 大崎圏域に事業所がなく、現在利用者がいない状況ですが、引き続き本サービスが必要なタイミングで利用できるよう、検討していく必要があります。

項 目	単 位	第6期			第7期		
		令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
自立生活援助	計画値	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	実績	0 (0)	0 (0)	0 (0)			

※ () 内の数字は、精神障害者の人数の内訳となります。

[第7期見込量の設定の考え方]

- 第6期の利用実績はないものの、地域移行を推進するうえで必要なサービスであるため、各年度1人を見込みます。

[見込量確保の方策]

- 親の高齢化に伴い、利用者が見込まれることなどから、新規事業者の参入を含めて、引き続きサービス基盤の確保を図ります。

4 相談支援（1か月当たりの利用見込み）

[サービス概要]

事業名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての障害者及び地域相談支援を利用する障害者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画の作成、利用状況の検証、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者施設に入所している障害者や入院している精神障害者などを対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居からひとり暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人などを対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態などに対する相談や緊急訪問、緊急対応などの支援を行います。

[第6期のサービスの利用状況]

- 計画相談支援については、各年 40～70 人程度の利用で、障害福祉サービス利用者の増加に伴い、利用者は増加傾向にあります。令和5年度現在、町内に5か所の事業所が整備されています。
- 地域移行支援、地域定着支援については、大崎圏域に事業所がなく、現在利用者がいない状況ですが、引き続き本サービスが必要な人が利用できるよう、施設整備などについて検討していく必要があります。

項 目	単 位	第6期			第7期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
計画相談支援	計画値	50	53	56	62	64	66
	実績	55	73	42			
地域移行支援	計画値	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	実績	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
地域定着支援	計画値	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	実績	0 (0)	0 (0)	0 (0)			

※（ ）内の数字は、精神障害者の人数の内訳となります。

[第7期見込量の設定の考え方]

- 計画相談支援は、介護保険への移行など減少はありますが、第6期の推移を踏まえるとともに、サービス利用者は今後も増加が見込まれます。
- 地域移行支援、地域定着支援は、各年度1人を見込みます。

[見込量確保の方策]

- 計画相談支援は、現在の特定相談支援事業所を維持しつつ、地域自立支援協議会相談支援部会を活用し、特定相談支援事業や障害者相談支援事業などの機能や役割を整理し、相談支援の質の向上を図るとともに、人材の育成と確保を図ります。
- 地域移行支援、地域定着支援は、サービス提供基盤として、どの程度の整備が必要なのかを検討しつつ、サービス提供事業所や地域自立支援協議会、関係機関などが連携し、地域移行が実現できるよう、支援体制の整備と充実を図ります。

第4節 発達障害者等のサービスについての見込量

1 発達障害者に対する支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を構築します。

種類	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	0	5	5	5	5	5
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0	0	0	0
ピアサポート活動への参加人数	人	0	0	0	0	0	0

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害がある人が地域の一員として安心して暮らせるよう、関係機関と連携し地域包括ケアシステムの構築を目指します。

種類	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	0	0	0	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	0	0	0	5	5	5
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	0	0	0	1	1	1

3 相談支援体制の充実・強化のための取組

障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために、障害福祉サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制を構築します。

種類	単位	第7期計画		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
基幹相談センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言	件	10	10	10
地域の相談支援事業所の人材育成の支援	件	15	15	15
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	回	5	5	5
個別事例の支援内容の検証の実施	回	1	1	1
基幹相談センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	1	1	1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数	回	1	1	1
	団体	5	5	5
協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）	部会	3	3	3
	回	10	10	10

4 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修に担当職員が参加し、サービスの質の向上に努めるとともに、自立支援審査支払等システムによる審査結果を自立支援協議会等で共有し、適正な審査・請求を通じて、事業所の運営を支援します。

種類	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他研修への市町村職員の参加人数	人	3	10	10	5	5	5
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回数	0	0	0	1	1	1

第5節 地域生活支援事業サービスの見込量

1 地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障害者及び障害児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労など）を営むことができるよう、本町の地域資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

これまで実施してきた事業の実績やニーズなどを踏まえ、引き続きニーズの拡大や提供体制の整備状況に応じて、事業実施を検討します。

■主な地域生活支援事業

種別	事業名	内容
必須事業	理解促進・研修啓発事業	障害者などに対する理解を深めるため、広報活動、研修会などを行う事業です。
	自発的活動支援事業	障害者福祉の増進と共生社会の実現に向け、障害者やその家族、地域住民や団体などが地域において自発的に行う活動に対して支援する事業です。
	相談支援事業	<p>○障害者相談支援事業 障害のある人などからの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止など権利擁護のための援助を行う事業です。</p> <p>○基幹相談支援センター 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに「身体障害者福祉法」「知的障害者福祉法」「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づく、相談等の業務を総合的に行います。</p> <p>○基幹相談支援センター等機能強化事業 一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図る事業です。</p> <p>○住宅入居等支援事業 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害者などに対して、入居に必要な調整などの支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を通じて地域生活を支援する事業です。</p>
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者や精神障害者に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護を図る事業です。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保する体制整備に向け、事業の実施方法について、検討する事業です。

種別	事業名	内容
必須事業	意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣事業、手話通訳者の設置事業など、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人などと他の人との意思疎通を仲介する事業です。
	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障害者に特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具などを給付または貸与する事業です。
	移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動など、社会参加のために外出の際の支援を行う事業です。
	地域活動支援センター事業	地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業です。
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進、町の広報活動の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。
任意事業	訪問入浴サービス事業	身体障害のある人を対象に、自宅での入浴サービスを行う事業です。
	日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障害者などの日中における活動の場を提供する事業です。
	スポーツ・レクリエーション教室開催等	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増強、交流、余暇などに資するため、障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催する事業です。

2 地域生活支援事業の実績および地域生活支援事業の見込量の設定と確保方策

第6期計画期間における地域生活支援事業の実績と第7期計画期間における地域生活支援事業の見込量は、次のとおりです。

■第6期計画の地域生活支援事業の実績および第7期計画の地域生活支援事業の見込量一覧

項目	単位	第6期			第7期		
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
① 理解促進・研修啓発事業	有無	無	有	有	有	有	有
② 自発的活動支援事業	有無	無	有	有	有	有	有
③ 相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	設置	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	無	無	無	無	無	無

項 目	単位	第6期			第7期		
		令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
住宅入居等支援事業	実施	無	無	無	無	無	無
④ 成年後見制度利用支援事業							
成年後見制度利用支援事業	件	0	0	1	2	2	2
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業	実施	有	有	有	有	有	有
⑥ 意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	30	32	30	30	30	30
手話通訳者設置事業	人	0	0	0	0	0	0
⑦ 日常生活用具給付等事業							
日常生活用具給付等事業（計）	件	732	715	736	793	793	793
介護訓練支援用具	件	2	1	2	1	1	1
自立生活支援用具	件	4	4	4	5	5	5
在宅療養等支援用具	件	3	2	3	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件	4	8	6	4	4	4
排泄管理支援用具	件	717	700	720	781	781	781
住宅改修費	件	2	0	1	0	0	0
⑧ 手話奉仕員養成研修事業	人	2	2	2	3	3	3
⑨ 移動支援事業							
移動支援事業	人	3	2	6	6	6	6
	時間	57	197	379	398	398	398
⑩ 地域活動支援センター事業	か所	1	1	1	1	1	1
	人				15	15	15
⑪ 訪問入浴サービス事業							
訪問入浴サービス事業	人	1	1	1	1	1	1
	回数	97	101	94	104	104	104
⑫ 日中一時支援事業							
日中一時支援事業	人	7	8	5	8	8	8
	回数	363	127	249	828	828	828
⑬ スポーツ・レクリエーション教室開催等	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

3 実施に関する考え方・見込量確保のための方策など

① 理解促進・研修啓発事業（必須事業）

共生社会の実現を図り、障害者などに対する理解を深めるため、障害者週間等の機会を活用し、住民に対する研修・啓発を行います。

② 自発的活動支援事業（必須事業）

障害福祉の増進と共生社会の実現に向け、障害のある人やその家族、地域住民や団体などが地域において自発的に行う活動（交流会活動や災害対策活動、地域による見守り活動など）に対し、補助金交付などの支援を行います。

③ 相談支援事業（必須事業）

町内の指定特定相談支援事業者に委託し、障害者相談支援センター（以下「センター」という。）を2か所設置しています。

小牛田地域のセンターは、障害福祉部門が所属する美里町健康福祉センター内に配置し、相談者に対してワンストップでの相談対応ができ、南郷地域のセンターは、障害者日中活動支援施設「のぎく」内に配置し相談を行っています。

様々な相談に対応する総合窓口として、現在、小牛田地域のセンターが町の基幹相談支援センターの役割も担っています。地域における相談支援事業所等に対する専門的な指導や助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組や専門的な相談支援、困難事例などの相談を適正かつ円滑に実施するため、基幹相談支援センターの相談支援機能の強化を図ります。

また、地域自立支援協議会において地域課題を共有し、課題解決へ向けた検討を図るなど、相談支援と地域自立支援協議会との連携による支援体制の充実に努めます。

④ 成年後見制度利用支援事業（必須事業）

成年後見制度の申立て費用や成年後見人等に対する報酬を負担することが難しい方に対して、審判の申立てに係る費用や成年後見人、保佐人又は補助人に対する報酬を支援します。

あわせて、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、社会福祉協議会など関係機関とのさらなる連携強化を図るとともに、制度に関する情報提供を充実させ、制度の周知啓発活動と必要な人への利用促進に取り組みます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

平成 30 年度から開催されている権利擁護支援ネットワーク会議を通し、成年後見制度における後見などの業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備します。今後は、中核機関を設置・運営し、中核機関が中心となって事業を展開し、成年後見制度の利用など権利擁護支援が必要な人への包括的な支援をしていくとともに、支援を必要とする人の周りにはいる人たちが成年後見制度の利用の必要性について考えることができるよう周知を強化し、理解促進を図っていきます。

⑥ 意思疎通支援事業（必須事業）

意思疎通支援事業については、一般社団法人宮城県聴覚障害者福祉会に委託し、手話通訳者の派遣依頼があった場合には、協会と連携し迅速に対応します。

⑦ 日常生活用具給付等事業（必須事業）

日常生活用具給付等事業については、相談支援事業や広報などを通じて事業の周知を図るとともに、関係機関との連携のもとで、利用希望者一人ひとりの状況にあわせた適切な用具の給付に努めます。

また、用具の機能や性能の向上に合わせ、給付品目の見直しを定期的に行い、利用者の日常生活の便宜を図ります。

事業項目	事業内容
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や障害児が訓練に用いるイスなど
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある人の入浴、食事、移動などを支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、在宅療養などを支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、排泄管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成

⑧ 手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

聴覚障害者等との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として、手話奉仕員の活動が期待されます。町は、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。受講者は公募し、養成研修は2年間です。

⑨ 移動支援事業（必須事業）

移動支援事業については、障害特性やニーズの拡大に対応していくうえで、供給体制が不安定にならないよう、サービス提供事業所と連携しながら、障害のある人の社会参加を促進します。

⑩ 地域活動支援センター事業（必須事業）

障害のある人の日中の居場所づくりを促進し、障害特性やニーズの拡大に対応できるよう、実施主体となる社会福祉法人と連携し、本人の障害特性にきめ細かい配慮をしながら丁寧な相談対応を行い、社会復帰に向けた支援を推進します。

⑪ 訪問入浴サービス事業（任意事業）

自宅で入浴することが困難な常時寝たきりの身体障害のある人を訪問し、入浴できるよう支援する事業です。現時点で町内に訪問入浴サービス事業所はないため町外の事業者の登録により、利用希望者への適切なサービス提供に努めています。

⑫ 日中一時支援事業（任意事業）

日中一時支援は、障害者等の家族の就労支援や、日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業であり、介護者への支援としても重要となっています。現在は町内2か所、町外3か所の登録事業所でサービスを行っています。

今後も緊急時の支援や介護者の負担軽減につながるよう、サービス提供事業所と調整を図りながら、利用促進に努めます。

⑬ スポーツ・レクリエーション教室開催等（任意事業）

町の障害者福祉協会のスポーツ活動を支援し、会員相互の交流、体力増強、社会参加を促進します。

第3章 障害児福祉計画

第1節 第2期障害児福祉計画の進捗

国・県が示す指針に準拠して成果目標を設定し、障害のある子どもの状況と意向、地域の受入体制などの状況を踏まえたうえで、サービス事業所や各種支援機関などと連携しながら、取組を進めました。

1 児童発達支援センターの設置

■国が示す基本的な考え方

- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本
- 市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない

項目	数値	
児童発達支援センターの設置	【目標値】 圏域で1か所	【実績値】 圏域で1か所

大崎市、色麻町、加美町、涌谷町及び美里町は、1市4町で構成する大崎地域広域行政事務組合が運営する「大崎広域ほなみ園」を障害のある子どもを支援する療育拠点としており、同園は平成24年度の児童福祉法の改正に伴い、現在の児童発達支援センターに移行しました。同園がセンター機能を生かし、専門的支援のノウハウを提供するなど、センターを中心とした支援ネットワークを構築できるよう支援しています。

〔第2期計画での取組〕

- 大崎広域ほなみ園では、入園児の状況から多くの園児が主治医や自宅での訪問リハビリを行っているため、その効果をさらに高めるために令和5年度から園療育に取り組むこととし、ほなみ園のリハビリ療育プログラム導入準備として令和3年度から職員研修を実施し、専門的知識を習得するなど、療育拠点としての事業を進めています。
- 今後も大崎広域ほなみ園がセンター機能を生かし、専門的支援のノウハウを提供するなど、センターを中心とした支援ネットワークを構築できるよう支援していきます。

2 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

■国が示す基本的な考え方

- 令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本

項 目	数 値	
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	【目標値】 圏域で1か所	【実績値】 圏域で1か所

大崎市、色麻町、加美町、涌谷町及び美里町の、1市4町で構成する大崎地域広域行政事務組合が運営する「大崎広域ほなみ園」が児童発達支援センターとして保育所等訪問支援を実施しています。実施機関、母子保健部門、幼稚園・保育所、教育委員会等との緊密な連携により、保育所等訪問支援の実施体制の確保に努めています。

[第2期計画での取組]

- 保育所等訪問支援については、令和3年度1件、令和4年度1件の利用がありました。
- 保育所・幼稚園等に通う障害のある子どもや保育所等の職員を対象に、ほなみ園職員が施設を訪問し集団生活に適應するための専門的な支援を行っています。

3 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

■国が示す基本的な考え方

- 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本
- 市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない

項 目	数 値	
重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	【目標値】 圏域で1か所	【実績値】 圏域で1か所

[第2期計画での取組]

- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援と放課後等デイサービスを行う多機能型事業所が、令和4年3月大崎市古川に開所し、令和4年度は1人がサービスを利用しています。今後も、重症心身障害児が適切な支援を受けられるよう、大崎圏域での事業所設置を進めていきます。

4 医療的ケア児に対する協議の場の設置

■国が示す基本的な考え方

- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関などが連携を図るための協議の場を設けることを基本
- 市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない

項 目	数 値	
医療的ケア児に対する協議の場の設置	【目標値】 圏域で1か所	【実績値】 圏域で0か所

■国が示す基本的な考え方

- 上記の医療的ケア児に対する協議の場とともに、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

項 目		人数（実人）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数（配置可能人数）	目標値	1	1	1
	実績値	1	1	1

[第2期計画での取組]

- 医療的ケア児に対する協議の場については設置に至っておりません。医療的ケア児コーディネーターについては、美里町基幹相談支援センターの相談支援専門員が研修を終了しており、医療的ケア児を支援するコーディネーターとなることは可能です。
- 令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されているため、地域の医療的ケア児等に対して保育・教育を行う体制を拡充し、より質の高い支援が提供できるよう、医療的ケア児等についての理解を深める研修等の取組を進めてきました。
- 今後も、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、大崎圏域または遠田郡内での協議の場の設置を進めていきます。

第2節 第3期障害児福祉計画における成果目標の設定

計画期間における成果目標を次のとおり設定します。

1 障害児支援の提供体制の整備等

障害のある子どもとその家族に対し、関係機関が連携し、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する支援体制を構築します。

① 障害児支援の提供体制

■国の基本指針に定める目標値

令和8年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

- ・児童発達支援センター：少なくとも1か所以上（圏域での設置も可。または、同等の機能を有する体制を整備）
- ・障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所：少なくとも1か所以上（圏域での確保も可）

項目	数値	備考
目標年度末時点での児童発達支援センターの設置	1箇所	
目標年度末時点での障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	有	
目標年度末時点での主に重症心身障害児を支援する児童発達支援の確保	1箇所	
目標年度末時点での主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	1箇所	

- 大崎市、色麻町、加美町、涌谷町及び美里町は、1市4町で構成する大崎地域広域行政事務組合が運営する「大崎広域ほなみ園」を障害のある子どもを支援する療育拠点としています。児童発達支援センターは設置済みであり、引き続き、同センターの機能を生かせるよう支援していきます。
- 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、地域の障害児通所支援事業所等に保育所等訪問支援等の活用を促し、障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築を図ります。

- 重症心身障害児を支援する児童発達支援と放課後等デイサービスを行う多機能型事業所が、大崎圏域に1箇所ありサービスを利用しています。重症心身障害児が適切な支援を受けられるよう、引き続き支援機能の充実を目指します。

② 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置等

■国の基本指針に定める目標値

令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

項目	数値	備考
目標年度末時点での協議の場	圏域で 設置	
目標年度末時点での医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人以上 配置	

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるように、地域における人数やニーズを把握したうえで支援を図ることが必要です。医療的ケア児に対する協議の場については、宮城県医療的ケア児等相談支援センター「ちるふぁ」の助言を受けながら、近隣市町や地域自立支援協議会等で検討し設置を進めていきます。

第3節 障害児福祉サービスの利用状況と見込量設定の考え方

1 障害児通所支援（1か月当たりの利用見込み）

① 放課後等デイサービス

[サービス概要]

事業名	内容
放課後等 デイサービス	就学している障害のある子どもなどに、授業の終了後または休業日に児童発達支援センターなどの施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。

[第2期のサービスの利用状況]

- 令和5年度現在、町内3事業所のほか、大崎圏域内外の事業所よりサービスが提供されています。
- 利用状況は、利用人数、利用日数ともに、増加推移となっておりますが、利用日数は計画値を下回る利用となっております。
- 1人当たり見込み利用量は、各年度で増減がみられ、令和5年度における1か月の利用日数は、1人当たり **11.2** 人日/月となっております。

項目	単位	第2期			第3期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
放課後等 デイサービス	計画値	31	33	35	53	55	57
	実績	28	39	46			
	計画値	515	548	581	594	616	638
	実績	405	613	513			
1人当たり見込み利用量	人日/月	14.5	15.7	11.2	11.2	11.2	11.2

※第2期の利用実績について、令和3年度～令和4年度は3月末、令和5年度は8月末現在。以下すべて同様。

[第3期見込量の設定の考え方]

- 利用人数は、第2期の推移と利用希望者の把握により、令和6年度は53人、以降各年度に2人増を見込みます。
- 利用日数は、1人当たり（11.2人日/月）を見込みます。

[見込量確保の方策]

- 利用ニーズの把握に努め、町内及び大崎圏域内の市町との広域的な調整と新規事業所参入の推進に取り組み、サービス基盤の確保を図ります。

- 障害者相談支援事業所が中心となり、保健、医療、教育などと連携を図るとともに、地域自立支援協議会で協議し、障害の特性を踏まえた質の高い支援を提供できるよう事業所等に対して研修などを行い、サービスの質の確保も図っていきます。また、保護者の就労等によるサービス提供時間外の子どもの居場所づくりが課題になっており、関係機関とその解決に向け検討していきます。

② 児童発達支援

[サービス概要]

事業名	内容
児童発達支援	障害のある子どもなどに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型発達支援	障害のある子どもなどに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などのほか、治療を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	児童発達支援などの障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障害のある子どもなどに、児童発達支援センターなどから居宅訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を実施します。

[第2期のサービスの利用状況]

(児童発達支援)

- 令和5年度現在、町内にある1事業所のほか、大崎圏域内外のサービス提供事業所を利用しています。
- 利用状況は、利用人数、利用日数ともに減少推移となっておりますが、利用日数は個人ごとに必要量が違うため、年度によって幅があります。実績と計画値との比較では、利用人数、利用日数ともに、計画値を大幅に下回る推移となっております。
- 1人当たり利用量は、各年で増減がみられます。令和5年度における1か月の利用日数は、1人当たり15.3人日/月となっております。

(医療型発達支援・居宅訪問型児童発達支援)

- 医療型発達支援・居宅訪問型児童発達支援は、現在利用者がいない状況ですが、今後の提供体制について、大崎圏域内で検討していく必要があります。

項 目		単 位	第2期			第3期		
			令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
児 童 発 達 支 援	計画値	利用人数 (実人/月)	10	11	12	5	6	7
	実績		4	4	3			
	計画値	利用日数 (人日分/月)	185	204	222	77	92	107
	実績		56	44	46			
1人あたり見込み利用量		人日/月	14.0	11.0	15.3	15.4	15.3	15.3
医 療 型 発 達 支 援	計画値	利用人数 (実人/月)	0	0	0	0	0	0
	実績		0	0	0			
	計画値	利用日数 (人日分/月)	0	0	0	0	0	0
	実績		0	0	0			
1人あたり見込み利用量		人日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	計画値	利用人数 (実人/月)	1	1	1	1	1	1
	実績		0	0	0			
	計画値	利用日数 (人日分/月)	1	1	1	1	1	1
	実績		0	0	0			
1人あたり見込み利用量		人日/月	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0

〔 第3期見込量の設定の考え方 〕

- 児童発達支援は、第2期の実績を踏まえ、令和6年度に5人、以降各年度1人増を見込みます。利用日数の見込みについては、各年度に見込まれる利用人数に1人あたり見込み利用量（15.3人日/月）を掛けて算定しました。
- 医療型発達支援は、第2期の推移を踏まえ、0人を見込んでいます。
- 居宅訪問型児童発達支援は、平成30年度からの新たなサービスで、現在利用者がいない状況ですが、今後は利用者も見込まれることから、令和6年度から令和8年度までの利用人数の見込みについては、各年度1人を見込み、利用日数の見込みについては、各年度に見込まれる利用人数に1人あたり見込み利用量（1.0人日/月）を掛けて算定しました。

〔 見込量確保の方策 〕

- 児童発達支援は、障害児や発達障害のある子どもの増加が見込まれるため、身近な地域で早い段階での支援ができるよう、サービス提供基盤の充実やサービス提供量の確保に努めます。
- 居宅訪問型児童発達支援については、関係機関との連絡調整を図り、町内及び大崎圏域内の市町との広域的な調整により、新規参入を含めサービス提供基盤の確保を図ります。

③ 保育所等訪問支援

[サービス概要]

事業名	内容
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、保育所などに通う障害のある子どもなどに、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

[第2期のサービスの利用状況]

- 令和5年度現在、町内に事業所はなく、大崎圏域内のサービス提供事業所より提供されますが、利用者がいない状況です。

項目	単位	第2期			第3期			
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	
保育所等訪問支援	計画値	利用人数(実人/月)	1	1	1	1	1	1
	実績		1	0	0			
	計画値	利用日数(人日分/月)	1	1	1	1	1	1
	実績		1	0	0			
1人当たり見込み利用量		人日/月	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0

[第3期見込量の設定の考え方]

- 計画期間において、各年度1人を見込み、利用日数の見込みについては、各年度に見込まれる利用人数に1人当たり見込み利用量(1.0人日/月)を掛けて算定します。

[見込量確保の方策]

- 支援が必要な児童の状態把握に努め、子どもたちが在籍する集団において、障害特性に合わせた適切な支援を受けられるように、サービス提供基盤の充実やサービス提供量の確保に努めます。

2 障害児相談支援（1か月当たりの利用見込み）

〔 サービス概要 〕

事業名	内 容
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）などの支援を行います。

〔 第2期のサービスの利用状況 〕

- 令和5年度現在、町内5事業所のほか、大崎圏域内のサービス提供事業所より、提供されています。利用状況は、各年度で増減がみられます。

項 目	単 位	第2期			第3期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
障害児相談支援	計画値	10	12	14	12	14	16
	実績	4	10	7			

〔 第3期見込量の設定の考え方 〕

- 利用人数の見込みについては、新規利用者の増加が見込まれるため、各年度2人増として算定しました。

〔 見込量確保の方策 〕

- 現在の障害児が適正にサービス利用計画が作成されるよう、必要な相談員数の確保に努めます。

第4章 計画の推進

第1節 計画の推進における連携

1 県及び大崎圏域での連携

県及び大崎圏域内の市町と連携を図りながら、障害福祉施策を推進していくうえで不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種有資格者、専門的職業への従事者などの計画的養成と確保に努め、安定した事業提供量を図ります。

2 庁内における連携

庁内においては、各分野の進捗状況を定期的に把握するとともに、複雑・多様化しつつある施策ニーズに対し、柔軟に対応できるよう関係各課の緊密な連携に取り組みます。

また、障害者差別解消法の施行を受けて、町においては合理的配慮を提供することが法的義務となりました。そのため、各種研修などを通じ、職員のある人への理解と人権意識や福祉意識の向上に努めます。

3 地域自立支援協議会との連携

障害のある人が地域で自立した生活をするための様々なニーズを的確に把握し、きめ細かな支援を行うことができるよう、地域自立支援協議会を地域課題の共有・解決を担う検討の場として明確に位置付け、相談支援事業所と連携し、より効果的に運営します。

4 サービス提供事業所と連携したサービスの質・量の確保

障害のある人やその家族の状況を踏まえ、サービスの質の向上と安定した供給に向けて、サービス提供事業所と連携し、必要なニーズの把握とともに、必要なサービス提供などに対応した供給体制を確保します。

5 住民や地域活動団体などとの連携

計画の確実な推進を図るために、町内外の様々な主体が、それぞれの役割を担い、相互に協力し合えるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、地域で共生する社会を構築していくためには、地域の方々の障害への理解、協力とともに、地域福祉の推進が必要不可欠であるため、社会福祉協議会などとも連携を図り、生活支援や障害に関わる特性などの理解を深めます。

第2節 計画の進行管理

1 点検及び評価体制

本計画の推進にあたっては、関係する庁内関係各課と連携を図りながら、進捗状況を確認、評価を行いながら計画を推進するとともに、「サービス提供が適切に行われているか」「地域生活への移行が進んでいるか」「一般就労への移行が進んでいるか」など、令和8年度末の目標値として設定した項目についての達成状況を点検・評価する機会を設け、その結果に基づき、必要な対策を講じていくものとしします。

毎年の実施状況を地域自立支援協議会に報告し、進捗状況の点検と評価を受けながら、PDCAサイクルの構築に努めます。

2 成果目標と活動指標について

① 成果目標

成果目標に関しては、国の示した障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する基本指針を踏まえ、「第7期障害福祉計画における成果目標の設定」及び「第3期障害児福祉計画における成果目標の設定」に掲げる目標値を成果目標とし、サービス体系の整備を行います。

② 活動指標

活動指標は、成果目標などを達成するためにサービスの必要量の見込みを評価の指標として設定するもので、その確保状況の進捗を成果目標とともに、定期的に評価していきます。

3 計画の普及・啓発

本計画内容について広報などでの普及・啓発を行い、周知を図ります。

また、一人ひとりが、福祉の担い手であるという意識を持っていただくために、様々な地域活動を通じて障害への理解、計画の普及・啓発を行います。

資料編

(予定)

資料1 策定経過

資料2 策定委員会

資料3 用語解説

